

日本スポーツとジェンダー学会  
第5回記念大会  
プログラム・発表抄録

---

とき／2006年7月1日(土)・2日(日)

ところ／(財)京都市国際交流会館

JSSGS

主催／日本スポーツとジェンダー学会

---

## 日本スポーツとジェンダー学会第5回記念大会

と き: 2006年7月1日(土)・2日(日)

と ころ: (財)京都市国際交流会館(イベントホールほか)

主 催: 日本スポーツとジェンダー学会

URL <http://www.jssgs.org>

E-mail [info@jssgs.org](mailto:info@jssgs.org)

後 援: 京都府教育委員会・京都市教育委員会・(財)日本体育協会・京都体育学会

協 賛: 大塚製薬株式会社・世界思想社・帝塚山体操クラブ パステル

広報協力誌(紙)・メディア (順不同)

- ・「Voice of Women No.272」日本女性学研究会
- ・WSF ジャパンニュース第45号
- ・学校をジェンダーフリーに全国ネット・ニュースレター
- ・「体育科教育」大修館書店
- ・「コーチング・クリニック」ベースボールマガジン社
- ・「体育の科学」杏林書院
- ・「女子体育」(社)日本女子体育連盟
- ・月刊「体育施設」
- ・「たのしい体育・スポーツ」学校体育研究同志会

第5回記念大会実行委員会事務局

〒470-0393

愛知県豊田市貝津町床立101

中京大学体育学部担当: 來田享子

Tel&Fax : 0565-46-6568

日本スポーツとジェンダー学会事務局

〒590-0035

大阪府堺市大仙町2-1 大阪女子大学

人間関係学科熊安貴美江研究室内

Tel. 072-222-4811(内線)4354

# ごあいさつ

日本スポーツとジェンダー学会  
会長 飯田 貴子

日本スポーツとジェンダー研究会は、「スポーツ・ジェンダー研究の深化、発展とジェンダー視点からの体育・スポーツ学の再構築」を目的として2002年に設立いたしました。以後、毎年をわたり、大会および秋季研究会や研究交流会の開催、研究誌の発刊、HP活動を重ね、昨年の総会にて「日本スポーツとジェンダー学会」と名称を変更しました。

第5回の記念大会を「日本スポーツとジェンダー学会」として開催できたことを、ご参加くださいました皆さま方と祝いたいと思います。

記念大会では、講演、シンポジウムの統一テーマを「女性スポーツ政策」といたしました。演者には、海外からスポーツ・ジェンダー研究の先駆者であるアン・ホール教授（カナダ）をお招きしました。日本のスポーツ・ジェンダー研究に多くの示唆を与えた“Feminism and Sporting Bodies”の著者の来日が叶い、じかに講演を聴けることはこの上ない喜びです。シンポジストには、森川貞夫日本体育大学教授（スポーツ社会学）、橋本ヒロ子十文字学園女子大学教授（国連特別総会「女性2000年会議」日本政府代表）をお招きし、日本の女性スポーツ政策について展望します。

また、ワークショップでは「高齢者のフィットネス」「学校体育」「学術」「女性競技者」の4部門に分かれ、ジェンダー視点からの話題提供、ディスカッションが行われます。男女共同参画基本計画（第2次）においては、一部ジェンダー概念の後退も散見されますが、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、2020年30%目標」は、体育・スポーツの実践あるいは学術の場においても積極的に適用されなければなりません。初日、2日目ともに活発な議論を展開していただけることを祈念しております。

「日本スポーツとジェンダー学会」は、この数年、会員の努力により、ジェンダーおよび女性とスポーツの分野における研究を積み上げてきました。これらは「スポーツとジェンダー研究 1-4巻」に収められた論文をはじめとする数々の著作物、国内外での講演会や学会発表、各種助成金による共同研究、および主要組織における役割遂行などにも拡がりを見せています。記念大会後の第二ステージでは、蓄積された成果を土台に、さらにスポーツ・ジェンダー研究を牽引していく所存です。本大会にご参集くださいました皆さま方には、今後ともご支持ならびにご協力を賜りたく存じ上げます。

最後に、本大会開催にあたり、ご尽力を賜りました実行委員の方々および本大会の趣旨に賛同しご支援くださいました関係諸団体、諸氏に深く感謝申し上げます。

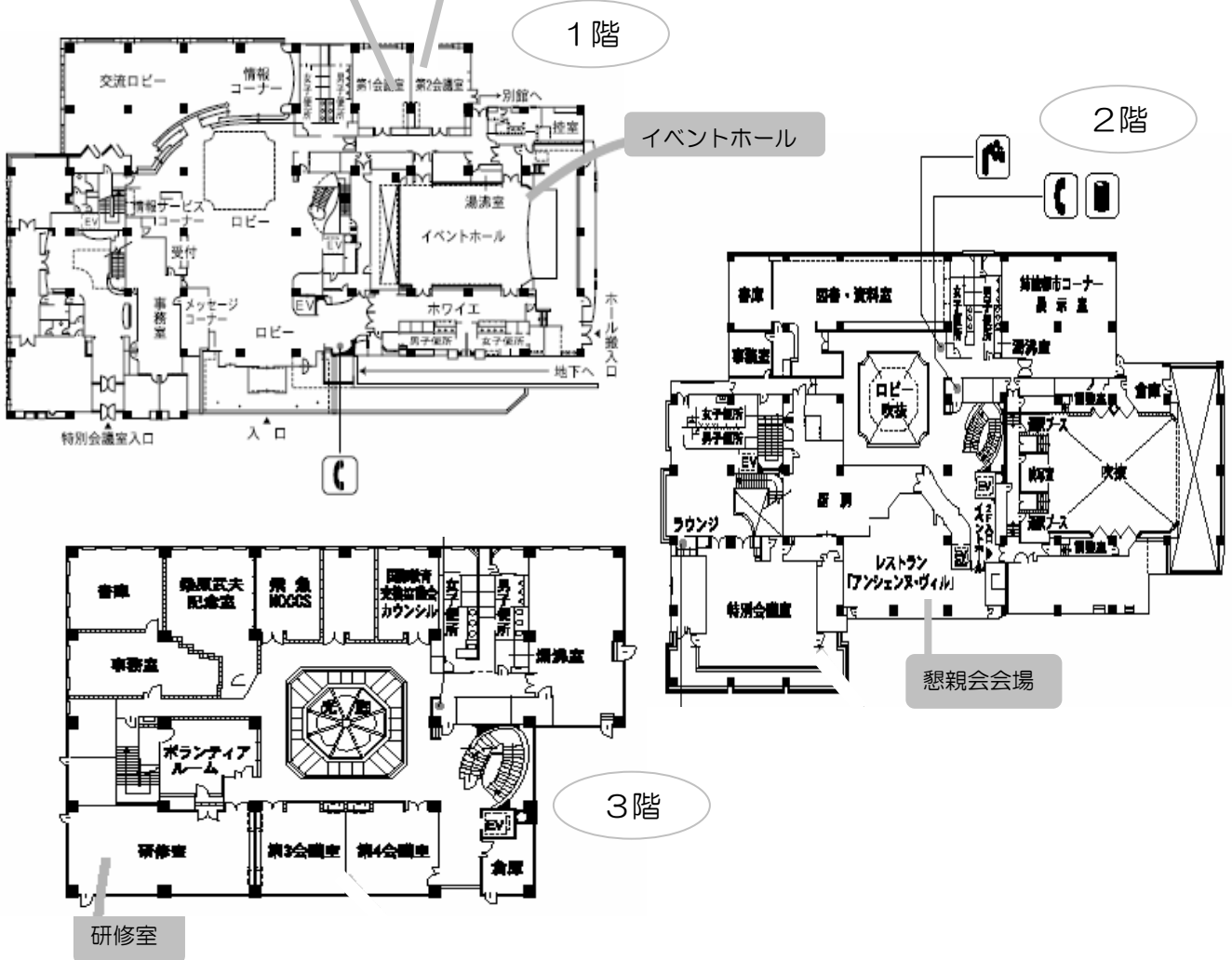
# 会場のご案内



第1会議室

第2会議室

## 会場平面図



## 参加者のみなさまへ（諸連絡）

- ネームタグは研究大会中、常にご表示ください。研究大会終了後またはお帰りの際に、回収箱にご返却ください。
- 会場建物内は禁煙です。喫煙をされる場合は、施設指定の喫煙所をご利用ください。
- ごみを捨てる際には、分別にご協力ください。
- 懇親会および大会1日分のキャンセルによる返金には対応しかねますので、ご了承ください。
- 懇親会は1日目午後6時より同会館2F レストラン「アンジェヌ・ヴィル」で予定しています。申し込まれた方は開始時間までに直接会場にお集まりください。なお懇親会への当日参加申込は受付にて承っております。午後2時半までにお申し出ください。
- スポーツとジェンダーに関する情報を発信し交換するスペース「情報コーナー」を会場入り口付近に設置しています。休憩時間にご利用ください。情報発信を希望される方は、受付または情報コーナー担当者にお申し出ください。

## アンケートご協力をお願い

JSSGS では、より充実した研究会の開催をめざし、参加者のみなさんにアンケートへのご協力をお願いしています。受付時に配布された所定のアンケート用紙にご記入の上、会場内に設置されたアンケート回収ボックスまでご提出ください。

なお、アンケートにご協力いただいた方には、記念品を進呈しております。みなさまの率直なご意見をお待ちしています。

## 第5回記念大会 運営組織

### <実行委員>

大会委員長	飯田貴子 (JSSGS会長)
実行委員長	井谷恵子
事務局長	來田享子
総務	○來田享子、井谷恵子、熊安貴美江、吉川康夫、丹羽劭昭、近藤良享
総会	○熊安貴美江、赤坂美月、吉川康夫、井谷恵子、飯田貴子、近藤良享
研究	○飯田貴子、來田享子、木村みさか、沢田和明、佐野信子、足羽静、高井昌吏
会場	○片田孫朝日、高井昌吏、高峰修、松田恵示
受付	○中川小由美、川村順子、小笠原由香恵、工藤保子
広報	○吉中康子、比護信子、藤山新、梅津迪子、在木美粧
ホームページ	○高峰修、宮本乙女、小笠原由香恵
財務	○楠裕子、田原淳子、赤坂美月
記録	○宮本乙女、中込常昭、吉中康子
渉外・接遇	○岡尾恵市、水野英莉、北田和美、井谷聡子
国際	○熊安貴美江、岡尾恵市、水野英莉、井谷聡子、飯田貴子、吉川康夫

(○印は担当責任者)

### <サポートスタッフ>

京都教育大学	石塚智恵子、関将人、山口将司、齋藤真紀、諸岡奈津子
帝塚山学院大学	赤松樹、山本頼昌
京都学園大学	放送局
明治大学	石澤満、河見絵理、中谷圭佑、政田瞬、柳あかね
中京大学	小野暖未、藤井歩、小野田淳、永井未央、新美みゆき
中京女子大学	大島由喜子、加藤宏美、北見千尋、中村真依子

## 日 程 表

1日目：7月1日（土）

	12:30	13:00		14:10	14:30		16:45	18:30	20:00
受付	開 会 と 挨拶		講 演 会 「カナダにおける女性スポーツ： ジェンダー・エクイティは達成されたか？」 (イベントホール)	休 憩 お よ び 交 流 ・ 情 報 交 換	シ ン ポ ジ ウ ム 「ジェンダー視点から検証する 日本のスポーツ政策」 (イベントホール)			懇 親 会 「ルヴェ ソン ヴェール 岡崎」 (会場2F)	

2日目：7月2日（日）

	9:00	9:15		10:30	10:45		12:45	13:45		15:45		16:00	17:00
受付	一 般 発 表 (第1・2会議室) または (研修室)		休 憩	ワ ー ク シ ョ ッ プ I (第1・2会議室) または (研修室)		昼 食 ・ 休 憩	ワ ー ク シ ョ ッ プ II (第1・2会議室) または (研修室)			総 会			

### 〈ワークショップ I〉

- A: 「ジェンダーから見た高齢者のフィットネス」  
 話題提供者：木村みさか・梅津迪子 コーディネーター：高峰修
- B: 「学校体育における公的な性別期待と男女カテゴリーの使用—ある高等学校におけるフィールドワークから—」  
 話題提供者：井谷恵子・片田孫朝日 コーディネーター：宮本乙女

### 〈ワークショップ II〉

- C: 「学術とジェンダー：体育学・スポーツ科学の場合」  
 話題提供者：丹羽劭昭・稲葉佳奈子 コーディネーター：佐野信子
- D: 「ライフストーリーから見る実業団の女性競技指導-女性アスリートをめぐる社会的諸関係」  
 話題提供者：比護信子 コーディネーター：熊安貴美江

## 日本スポーツとジェンダー学会における個人情報の取り扱いについて

2005年4月1日より「個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）」が全面施行されました。それを受け、日本スポーツとジェンダー学会」（以下本学会という）主催の本研究会における会員外の参加者の個人情報の取り扱いを、下記のとおり定めております。

本学会は、研究機関として個人情報を取り扱う場合がありますが、個人情報の保護のために、目的のために必要な情報のみを本人の同意に基づいて取得し、目的の終了後には速やかに削除することを基本方針としています。組織び研究においてこの基本方針を遵守し、また今後とも継続的に改善することとしています。

#### 1. 研究会参加手続き書類で取得した個人情報の利用目的について（会員外）

本研究会は、会員外の参加者の皆さんから参加手続きで取得した氏名、住所等の個人情報を、以下の目的のみに利用いたします。

- 1) 当該研究会の円滑で安全な運営のため
- 2) 今後の本学会の研究活動の参考資料とするために、個人を識別できない形式による参加者の統計作成

#### 2. お問い合わせ先

個人情報に関するお問い合わせは、日本スポーツとジェンダー研究会事務局（E-mail：info@jssgs.org）にてお受けいたします。

7月1日(土)

**講演 13:00~14:10**

「カナダにおける女性スポーツ:ジェンダーエクイティは達成されたか？」  
“Women's Sport in Canada:Have We Achieved Gender Equity”

演者: Ann Hall(アン・ホール, アルバータ大学名誉教授)

司会: 飯田貴子(帝塚山学院大学)

**シンポジウム 14:30~16:45**

「ジェンダー視点から検証する日本のスポーツ政策」

司会: 工藤保子(笹川スポーツ財団) コーディネーター: 来田享子(中京大学)

シンポジスト: 森川貞夫(日本体育大学)・橋本ヒロ子(十文字学園女子大学)

コメンテーター: アン・ホール(アルバータ大学名誉教授)

7月2日(日)

**一般発表 09:15~10:30**

一般発表 第1会場 座長: 松田恵示(東京学芸大学)

09:15~09:40 合場敬子(明治学院大学国際学部)

プロレスをする身体への眼差しー日本の女子プロレスラーの身体とジェンダーー

09:40~10:15 藤山新(東洋大学現代社会総合研究所)

女子ボクシングがもたらす可能性ーオルタナティブの先に見えるものー

10:05~10:30 新井喜代加(筑波大学大学院)・諏訪伸夫・近藤良享(筑波大学)

アメリカのスポーツにおける男女平等に関する研究

ー課外スポーツにおけるタイトル区の遵守方法に関する方針を中心としてー  
一般発表 第二2会場 座長: 高井昌史(早稲田大学)

09:15~09:40 赤坂美月(神戸学院大学経済学部)

旧制女学校における「体育」の定着過程に関する研究

ー兵庫県立第一神戸高等女学校の事例ー

09:40~10:05 野村徹・野村圭・白井基記(東京学芸大学)

体育における教員の実践的力量に関する研究

ー男性教員と女性教員の比較からー

10:05~10:30 小野暖未(中京女子大学大学院)・来田享子(中京大学)

ジェンダーの視点による運動会紹介本の分析

ー1952~2004年に出版された9冊を対象としてー

**ワークショップ I 10:45~12:45**

テーマA 「ジェンダーから見た高齢者のフィットネス」

話題提供者: 木村みさか(京都府立医科大学) 梅津迪子(聖学院大学)

コーディネーター: 高峰修(明治大学)

テーマB 「学校体育における公的な性別期待と男女カテゴリーの使用

ーある高等学校におけるフィールドワークからー

話題提供者: 井谷恵子(京都教育大学) 片田孫朝日(京都大学大学院)

コーディネーター: 宮本乙女(お茶の水大学付属中学校)

**ワークショップ II 13:45~15:45**

テーマC 「学術とジェンダー: 体育学・スポーツ科学の場合」

話題提供者: 丹羽劭昭(奈良女子大学名誉教授) 稲葉佳奈子(筑波大学)

コーディネーター: 佐野信子(立教大学)

テーマD 「ライフストーリーから見える選手と指導者のジェンダー構造」(仮題)

話題提供者: 比護信子(京都府立南丹高等学校)

コーディネーター: 熊安貴美江(大阪女子大学)



# 日本スポーツとジェンダー学会第5回記念大会 発表抄録

---

講 演	8
シンポジウム	10
一般発表（第1会場）	15
一般発表（第2会場）	18
ワークショップⅠ-A	21
ワークショップⅠ-B	25
ワークショップⅡ-C	27
ワークショップⅡ-D	32
演者のプロフィール	34

## WOMEN'S SPORT IN CANADA: HAVE WE ACHIEVED GENDER EQUITY?

M. Ann Hall

University of Alberta  
Edmonton, Alberta, Canada

### **Abstract**

The purpose of this presentation is to examine whether or not gender equity has been achieved in Canadian women's sport. The answer is both "yes" and "no". **First**, I examine areas where gender equity has been achieved especially over the last 10 to 15 years. **Second**, I discuss some of the strategies found to be successful in achieving gender equity, such as the shift from a focus on "equality" to a focus on "equity", the inclusion gender equity goals in government policy statements and funding guidelines, the sophisticated use of information technology, and finally legal challenges to inequality. **Third**, there are many areas of gender inequity still remaining in Canadian sport, and I point to several examples in physical activity and sport participation, sport leadership, and media coverage. It is important to understand why some strategies work and others do not in bringing about gender equity. **Fourth**, I examine the relationship between the women's or feminist movement in Canada and the achievement of gender equity in sport especially as women's movements today are more plural, diverse, and globally connected. **Fifth**, it is also important to understand the role of feminist academics and researchers in projects to bring about change in sport, and I suggest several ways to do this. Our work is often ignored or misinterpreted, and I want to discuss why I think this is the case. **Finally**, I make a few, very brief comments about the future of women's sport in Canada and by extension throughout the world.

### **M. Ann Hall**

Ann Hall was educated at Queen's University (BA, BPHE), the University of Alberta (MA), both in Canada, and at the University of Birmingham (PhD) in England. In 1968 she joined the Faculty of Physical Education and Recreation at the University of Alberta, where she remained until her retirement in 1997 as Professor Emeritus. Her teaching and research interests focus primarily on gender relations in sport and leisure, organizations and gender equity, and the application of feminist epistemology and methodology to the social sciences, specifically the sociology of sport. She is also a former Chair of the Women's Studies Program in the Faculty of Arts at the University of Alberta. She has written extensively on the topic of women in sport, presented at dozens of conferences internationally, and lectured at several universities. Currently, she serves on the editorial board of several academic journals, and is co-editor of the "Sport and Culture" book series published by the University of Minnesota Press. Her most recent books include *The Girl and the Game: A History of Women's Sport in Canada* (Broadview Press, 2002); *Honoring the Legacy: Fifty Years of the International Association of Physical Education and Sport for Girls and Women* (with Gertrud Pfister, Smith College, 1999), and *Feminism and Sporting Bodies: Essays on Theory and Practice* (Human Kinetics, 1996). She is presently at work on a new project – the story of the Edmonton Grads (1915-1940) – Canada's most successful women's basketball team.



## 基調講演「カナダにおける女性スポーツ：ジェンダー・エクイティは達成されたか？」

M. アン ホール (アルバータ大学、カナダ・アルバータ州・エドモントン)

### 講演要旨

この発表の目的は、カナダの女性スポーツにおいてジェンダー・エクイティが達成されたかどうかを吟味することです。その答えは、「イエス」ともなり「ノー」ともなります。最初に、特にこの10年から15年にわたってジェンダー・エクイティが達成された領域を吟味します。第二に、ジェンダー・エクイティの達成に成功したと思われる戦略の幾つかを論じますが、それは、焦点を「平等 (equality)」から「公平(equity)」へとずらす戦略、政府の政策声明や資金提供ガイドラインにジェンダー・エクイティという目標を含み込ませる戦略、IT をうまく使う戦略、不平等を法的に訴える戦略、などです。第三に、カナダスポーツ界にはまだジェンダーの不公平が残っている領域が幾つもありまして、それらの数例を指摘しますが、それは、身体活動やスポーツへの参加領域、スポーツリーダーの領域、そしてメディア報道の領域です。重要なのは、ジェン

ダー・エクイティを実現するのに、なぜある戦略はうまく機能し、他の戦略はそうではないのかを理解することです。第四に吟味しますのは、カナダにおける女性運動・フェミニズム運動とジェンダー・エクイティの達成との関係ですが、特に、今日の女性運動がますます複数化し多様化し、グローバルに関係し合っている現状を視野に入れて、吟味します。第五に、同様に重要なのが、大学等のフェミニズム研究者がスポーツにおける変革を実現していく際に果たす役割を理解することで、これを行う幾つかの方法を提案します。私たちの仕事はしばしば無視され、誤解されてしまうのですが、なぜそうなってしまうのかを論じたいと思います。そして最後に、カナダにおける女性スポーツの、さらに広げて、世界中の女性スポーツの未来について、とても短いものになるでしょうが、二、三コメントするつもりです。

### M. アン ホール

カナダのクイーンズ大学 (学士、体育学)、アルバータ大学 (修士) を卒業し、イギリスのバーミンガム大学で Ph.D. を取得。1968 年、アルバータ大学の体育レクリエーション学部勤務し、1997 年に退職して名誉教授に。教育および研究領域は主に、スポーツとレジャーにおけるジェンダー関係、組織とジェンダー・エクイティ、フェミニズム認識論・方法論の社会科学への、特にスポーツ社会学への応用。アルバータ大学人文学部の女性研究プログラムの前主任教授。スポーツにおける女性の問題に関して広範な著作があり、数十に及ぶ国際会議に出席し、幾つもの大学で講義。現在は、幾つかの学術誌の編集委員を務め、ミネソタ大学出版会から刊行されている「スポーツと文化」シリーズの共編者でもある。最近の著作には次のようなものがある。『少女と競技—カナダの女性スポーツ史』(ブロードビュー出版、2002)、『栄光ある遺産—国際女子体育連盟の50年』(ゲルトロード・フィスターと共著、スミス大学、1999)、『フェミニズムとスポーツする身体—理論と実践に関するエッセイ』(ヒューマン・キネティクス、1996; 飯田貴子・吉川康夫監訳『フェミニズム・スポーツ・身体』世界思想社、2001年)。現在、新しい企画—カナダで最も成功した女性バスケットチーム、エドモントン・グラッツ(1915-1940)の物語—を執筆中。



## シンポジウム「ジェンダー視点から検証する日本のスポーツ政策」企画の背景と趣旨

コーディネーター：來田享子（中京大学）

これまで日本スポーツとジェンダー学会（以下、JSSGS と略）が主催した4回の研究大会では、各回ともパネルディスカッション、講演、シンポジウムが実施されてきた。第1回から第3回までの3年間の流れの中で、体育学・スポーツ科学以外の他領域の学問的成果の力も借りながら問われてきたことを概観すると、その傾向は次の二つにまとめられる。ひとつは、体育・スポーツ界におけるジェンダー・バイアスの実態を把握し、いずれか一方の性別に対する不利益を解消するための理論や方策を学問的なレベルで模索することである。もうひとつは、スポーツとそれを取り巻く環境がジェンダー再生産の場となっていることへの着目である。

これら二つのいずれからも導き出されてきた問題とは、身体に深く関わる文化としての体育やスポーツは、「身体の性差」をどのように扱えばよいのだろうか、ということであった。この問いは、第4回大会において、一方では「性差とは何か」という、より直接的な疑問と結びつき、「身体史からスポーツを考える一性差はどのように語られてきたか」というテーマで基調講演の講師として荻野美穂氏（大阪大学）にお話いただくことができた。もう一方では、従来の体育やスポーツが「性別による身体能力の差」として固執してきたものに対するパラダイム転換としての「個人の身体／身体能力への着目」へと結びつき、「スポーツにおける多様な身体一個の尊重を求めて」というテーマを設定し、パネルディスカッションを開催するに至った。

第5回を記念する今大会では、海外からアン・ホール氏をお招きし、カナダにおけるスポーツと女性の政策がどのような変革を目指してきたか、(あるいは達成することができなかったのは何か)ということをお話いただく。この講演とともに、シンポジウムでは、先に述べた第4回大会における問題関心をさらに一歩進め、社会におけるスポーツのパラダイム転換を「政策」という形で具体化するための方策を模索することを目指して企画した。

このような意図は、JSSGSの母体となった研究グループが大阪市のジャンプ助成金を受けた研究成果として「スポーツの男女共同参画プラン」報告書を作成し、その後2004年度にはKari Fasting氏をお招きして「ジ

ェンダーの主流化とスポーツ」というタイトルの講演を行っていただき、ヨーロッパの政策におけるジェンダー主流化の動向がスポーツに与えている影響やスポーツ政策への展望をお話いただいたこと、第4回研究大会のワークショップの一テーマとして「スポーツ組織における意思決定とアフターマティブアクション」を設定したことなど、学会設立当初からの研究課題としても、常に存在してきた。

このような約5年間の学会全体の問題関心を背景として、今回は、日本のスポーツ政策について戦前から近年まで幅広く専門的に検討されてきた森川貞夫先生と近年の女性政策の動向を専門的に検討されてきた橋本ヒロ子先生のお二人にご登壇をお願いした。

森川先生には日本のスポーツ政策についてジェンダー視点、あるいはスポーツを楽しむ人々の多様性に着目した観点から、縦断的に概説し、今後のあり方についてご提案いただけるようお願いした。具体的には、1)日本のスポーツ政策は、誰を対象に、何を目標として、立案され、実施されてきたのか、2)戦後のスポーツ政策は国民に対し平等に実施されてきたか（その場合は、憲法第14条 法の下での平等に依拠するのか）、ジェンダー平等・公平についてどのような配慮がなされているか、もしないとすれば、ジェンダー視点が無かったのは何故か、などの疑問に対する回答への手がかりを与えていただけると考えている。

橋本先生には、近年の女性政策（男女共同参画社会基本法 etc）の流れとその成果についてご教示いただき、女性政策の立案・実施を促進するために重要な考え方や戦略的方策はどのようなことであるのかに触れていただくことによって、ジェンダー視点をとり入れたスポーツ政策の将来的な姿へのイメージを与えていただければと考えている。

お二人のご報告の交差するところで、女性の、ひいては多様な人々のためのスポーツを具体化するためのスポーツ政策策定の道筋が得られることに期待している。また、フロアからのご意見を頂戴することを通じて、本シンポジウムが日本におけるスポーツ権（スポーツに関わる人権）の理念をかたちづくる際の礎のひとつとなることを期待したい。

## ジェンダー視点からみた日本のスポーツと女性の政策

○森川貞夫（日本体育大学）

### はじめに

当初、担当理事来田享子さんから私に求められているものを私なりに整理すると、第一は、日本のスポーツ政策は、誰を対象に、何を目標として立案され、実施されてきたか、第二は、戦後のスポーツ政策は国民に対し平等に実施されてきたか（その場合は、憲法第14条 法の下に平等に依拠するのか）、ジェンダー平等・公平についてどのような配慮がなされているか、もしないとすれば、ジェンダー視点がなかったのは何故か、であった。また橋本ヒロコさんとの交差するところでは、女性の、ひいては多様な人々のためのスポーツを具体化するためのスポーツ政策の在り方を検討することであった。

### 1. 日本の「スポーツ政策」をどうとらえるか

「スポーツ政策」を関春南が唱えるように「スポーツ問題解決のための手段の体系」あるいは「スポーツの価値を実現するための方策の体系」ととらえ、かつ「支配権力のスポーツに対する要求と被支配権力である国民のスポーツに対する要求との矛盾の統一」（関春南、1997年）ととらえるならば具体的にはどのようにみることができるであろうか。

これまでの日本のスポーツの歴史を通していくつかの画期となることを述べてみたい。

### 2. 1924（大正13）年はスポーツにとってどんな年であったか

この年は映画「炎のランナー」に描かれている第8回パリ・オリンピック大会が開催された年であった。同時に国内にあっては内務省がオリンピック代表団に初めて補助金6万円を支出し、また内務省は第1回明治神宮競技（体育）大会を開催、文部省は全国体育デーを主催した。したがって、この1924年は「日本で初めて国レベルでスポーツが『政策』として取り上げられた年」ととらえることができよう。

問題は、何故政府、内務省、文部省がスポーツを「政策」として取り上げたかである。結論的にはスポーツがスポーツとして認められたのではなく、それは「国威発揚」「思想善導政策」「国民の体力・体力向上」政

策に役立つと考えられたからであった。

同じ年、早・慶・明の3大学陸上競技部によるオリンピック選手選考をめぐる不満に端を発し、大日本体育協会への「決議文」を支持した13大学学生スポーツマンによる「体協改革」要求（「13校問題」）は、「体協組織改造」へと発展した。しかし、財政的にも社会的にも政府・財界に「寄生」せざるを得なかった体協の歴史的・社会的性格は変わらず今日まで続いている。この頃に岡谷の製糸女工たちが「体育および娯楽要求」を嘆願という形で提起していたことは記憶されている。これが後の山一争議の発端であった。同時に、戦前のスポーツ民主化闘争は「15年戦争」・第二次世界大戦の激化と共に弾圧され、スポーツ史からもかき消されていった。しかしこうした民衆の娯楽・スポーツ要求運動が今日の「権利としてのスポーツ」論に地下水のごとく受け継がれ繋がっているといえよう。

### 3. 戦後の日本のスポーツ政策を点検するジェンダー的視点

仮に「スポーツのあらゆる面において、女性が最大限に関わることを可能にし、尊重するような、スポーツ文化を発展させる」という1944年「ブライトン宣言」を「ものさし」とすると、

- (1) すべての女性が、個人の権利や威厳を保護し敬意を表するような、安全で支援的な環境でスポーツに参加することができる機会を保証すること

（「理念」としてこうしたこれまでのスポーツ施策・事業に表明されたことがあるのか？スポーツ施設・設備へのジェンダー的配慮？）

- (2) すべてのレベルにおいて、また、すべての職務や役割においてのスポーツへの女性の参加を増やすこと

（国が関わる国体その他のスポーツ大会等での「実績」、肝心の文部科学省の体育局、青少年・スポーツ局専門職員に女性担当者が配置されたことがあるのか？）

- (3) スポーツの発展に寄与する女性の知識、経験、そして価値を重んじること

(4) スポーツの本質的な価値と、スポーツの持つ個人の成長や健康的なライフスタイルに対する貢献への女性の認識度を高めること

さらに具体的なチェックポイントとして例えばNAGWS(全国女性スポーツ協会、アメリカ)の男女共同参画特別委員会「体育・スポーツにおける男女共同参画手引き書」(1995年)のチェックリスト(『女性スポーツ白書』328～329頁)を利用すると何が見えてくるのであろうか?

#### おわりにー

#### 「ジェンダー視点から見たスポーツ振興」のイメージをどのように描くか?

仮に女性が安心してスポーツを享受できる状況をどうつくるかという視点で見た場合に

例えば、①妊産婦がスポーツ活動に自由に参加できる。②出産しても社会的に復帰して活動できる。③スポーツ団体・組織における女性の社会的進出を容易にする。

と考えたときに、同時に国民一般、とりわけ勤労国民大衆のスポーツ条件が著しく阻害され、スポーツの客観的条件を欠くという状況では「女性のスポーツ」の発展を誰と、どのような人々と連帯し、共同の事業として取り組んでいくかの展望が必要となる。

そのために第一は、「権利としてのスポーツ」の実現をめざしている「みんなのスポーツ」運動や国際的な勤

労者スポーツ運動などとの連携・共同が大事であろう。第二に、スポーツにおける商業主義の発展・拡大や市場原理を優先する新自由主義的スポーツ市場の拡大は同時に「消費としてのスポーツ」(健康・美容、体力、いきがいのためのスポーツに見られる問題性)論の実践的克服が問題となろう。

#### 【参考文献】

- 井谷恵子・田原淳子・来田享子編著『女性スポーツ白書』大修館書店、2001年  
 関春南『戦後日本のスポーツ政策』大修館書店、1997年  
 森川貞夫『スポーツ社会学』青木書店、1980年  
 森川貞夫「今日の日本のスポーツ状況と非営利・協同への期待」『いのちとくらし』第8号、2004年  
 さわいの会「地域スポーツのいま・むかし・これから」2006年

#### (当日配布資料)

- ① 戦後地域スポーツ振興策年表
- ② 「最近10年間の地域スポーツの流れ」
- ③ ユネスコ「体育・スポーツ国際憲章」
- ④ スポーツと国家(行政)、市場、コミュニティとの関わり
- ⑤ スポーツ活動への参加・消費の実態(2005)
- ⑥ その他

#### 森川貞夫(もりかわ さだお)

日本体育大学体育学部教授(体育社会学研究室主任)

東京教育大学大学院体育学研究科修了、体育社会学専攻。大阪府、東京都での保健体育教諭として12年間勤務。この間に国民体育大会ハンドボール教員の部などで優勝するなど現場の第一線で活躍し、1972年より日本体育大学勤務。国民スポーツ研究所代表。

主な著書・編著書：『スポーツ社会学』青木書店、1980

『必携・地域スポーツ活動入門』大修館書店、1988

『スポーツ社会学講義』大修館書店、1988

『必携・スポーツ部活動ハンドブック』大修館書店、1989

<主な訳書>『柔らかなファッション』(Victoria de Grazia 著)有斐閣、1989

『現代社会とスポーツ』(P. C. McIntosh 著)大修館書店、1991

## ジェンダー平等政策におけるスポーツ；スポーツ政策におけるジェンダー

橋本ヒロ子（十文字学園女子大学社会情報学部）

## 1. スポーツにおけるジェンダーの主流化

スポーツにおけるジェンダー平等という目的達成のための様々な戦略、方策。

- ① スポーツにおけるジェンダー平等推進のための法的制度的なものを作る。(国際条約、法律、条例、行動計画、担当部局など)。ジェンダー平等をすすめる法律・計画などに可能な限りスポーツの領域も書き込む。
- ② スポーツ界の意思決定における女性の割合を増やす。
- ③ スポーツ界における予算・決算の収入・支出をジェンダー平等とする。
- ④ すべての年代のスポーツ人口における女性の割合を増やす。

## 1) 国際的な取り決め

## ①ジェンダー平等を推進する国際会議

1979年の国連総会で採択され、日本は1985年に批准した「女性差別撤廃条約（正式名称は女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）」では、第10条 教育機会の男女平等の最後に「(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会」を定めている。

1995年にアジアで始めて制定された第4回世界女性会議で採択され、12の重点領域、359条からなる「北京行動綱領」では、12領域のうちのB教育訓練、C健康、G権力及び意思決定における女性の3領域で明記されている。

第4回世界女性会議5年後の2000年にニューヨーク国連本部で開催された「女性2000年国連特別総会」で採択された「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(全104条)では、加盟国に以下を求めている。

95. (h) 文化、娯楽、スポーツにおいて、また国内、域内、国際レベルのスポーツや体育活動の参加に当たり、これらへのアクセス、トレーニング、競技、報酬、賞などへの平等な機会を女性や少女に確保する。

## ②スポーツを推進する国際会議

2004年12月6-8日にアテネで開催された第4回体育・スポーツ担当大臣等国際会議(日本代表は文科省ス

ポーツ青少年局尾山総括官)では3つの分科会が開催され、「女性とスポーツ」をテーマとした第3分科会では、国内オリンピック委員会委員会と国際競技連盟の意思決定に参加する女性の割合を少なくとも20%にするというIOCの宣言・数値目標などを確認した勧告を採択した。

## 2) 国内の行動計画および基本計画

## ①ジェンダー平等に関する法律・行動計画・基本計画

## a.男女共同参画社会基本法

家族については書き込まれているが、教育、労働、健康など具体的な内容については何も定められていない。スポーツに関する記述もない。

## b.男女共同参画社会基本計画など国の基本計画

ア。「高齢者のスポーツ、レクリエーション活動の支援の推進 担当：文部科学省」については、いずれの行動計画にも明記

1996年「男女共同参画2000年プラン」

2000年「男女共同参画基本計画」

2005年「男女共同参画基本計画(第2次)」

イ。2005年「男女共同参画基本計画(第2次)」は、「女性に対する暴力の根絶のもとで、スポーツ、文化芸術等の分野における指導者等からのセクシャル・ハラスメント及び医療・社会福祉その他の施設等におけるセクシャル・ハラスメント..(担当：文部科学省)」を明記した。第2次基本計画は、リプロや性教育、ジェンダー研究、女性学が削除されるなど第1次基本計画に比べて後退が多く見られるが、労働以外の場におけるセクシャル・ハラスメントを明記したことは評価できる。

## c.地方自治体の条例・計画

a.条例 2006年1月1日現在で46都道府県、273市区町村で制定

あらゆる場所におけるセクシャル・ハラスメントなどを禁じている条例(東京都、埼玉県は家庭、職場、学校、地域社会等)が多いので、スポーツにおけるセクシャル・ハラスメントの禁止が入っているとすることが

出来る。

2002年に策定され、2006年に改訂中の「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」の教育・学習にも、女性に対する暴力の根絶の下にセクシャル・ハラスメント防止対策の推進にもスポーツは入っていない。東京都(2002年策定)や大阪府(2001年策定、10年計画、中間年2006年のために見直しを行った)の行動計画では、教育・学習の場でのセクシャル・ハラスメントを禁じているので、部活などでのセクシャル・ハラスメントへの対応はこれに含まれていると考えられる。

## ②スポーツ政策におけるジェンダーの主流化

ア. スポーツ振興基本計画(2001-2010) スポーツ振興法の規定に基づき、平成12年9月に文部大臣が策定

—女性についての記述は1箇所のみ—

「市町村においては、今後は総合型地域スポーツクラブの創設の中心的な役割を果たす等、地域住民のニーズを踏まえたスポーツ振興の推進役として期待される体育指導委員について、女性の積極的な委嘱にも配慮しつつ、熱意と能力のある有資格の指導者をこれに積極的に委嘱するとともに、研修の充実を図ることが強く期待される。」

イ. スポーツ指導業界におけるジェンダー平等

- ・日本オリンピック委員会 JOC の理事は29名中3名が女性(小野清子氏 副理事長、小谷理事、平松理事)
- ・中央教育審議会 スポーツ・青少年分科会委員26名中女性は7名
- ・スポーツ振興小委員会 委員13名のうち女性は3名

## 2. ジェンダー主流化に対するバックラッシュ

1) 男女共同参画社会基本法や基本計画第2次に対するバックラッシュ

自民党を中心とした基本法を改悪したり、第2次基本計画を改悪する動きがある。その結果、前述のように第2次基本計画は、バックラッシュ派からの攻撃により大幅に後退した。しかし、ジェンダーという言葉は残った(社会的性別という意味に限定、文化的は削除)ため、森元総理などは基本法の改悪を目指している。

2) 地域の条例制定 基本計画改訂におけるバックラッシュ

①反動的な条例の制定：宇部市

②「ジェンダーフリー」だけでなく、「ジェンダー」という言葉の使用を控えたり、リプロダクティブ・ライツに対する攻撃あるため、女性の生涯にわたる健康というように書き直していることなどが挙げられる。

## 3. スポーツにおけるジェンダーの主流化をどう進めるか

- 1) 男女平等基本計画にスポーツとジェンダーの問題を入れる。
- 2) スポーツ界におけるジェンダー予算分析も含むジェンダーの主流化を推進する。
- 3) スポーツ選手(男女)のジェンダー意識を醸成する
- 4) スポーツ紙記者、一般紙、テレビなどのスポーツ担当記者のジェンダー意識の高揚を進め。スポーツとジェンダーの問題をまともに取り上げる方向に持っていく。
- 5) 体育教員養成課程におけるジェンダー教育の実施

(当日配布資料)

- ① 北京行動綱領(抜粋)
- ② 市区町村における条例制定の推移(2006.1.1.現在)

橋本ヒロ子(はしもと ひろこ)

十文字学園女子大学社会情報学部教授

国立婦人教育会館情報交流課長、UNESCAP 開発と女性課社会問題担当官を経て、1996年から同大学勤務。

最近の共著:『男女共同参画推進条例のつくり方』(ぎょうせい2001年)

『21世紀の女性政策と男女共同参画社会基本法 改訂版』(ぎょうせい2001年)

『ユニバーサルサービスのデザイン』(有斐閣2004年)



## プロレスをする身体への眼差し

日本の女子プロレスラーの身体とジェンダー

合場敬子 (明治学院大学国際学部)

キーワード：身体、ジェンダー、女子プロレス、理想の女性身体

### 1 はじめに

近年のジェンダー研究における、身体に関する議論は、男性性と女性性を理解するために、身体を考察することの重要性を我々に示している。それでは身体どのような側面を探求すべきなのか。私はボディビルダーと自己防衛者の2つに注目する。

### 2 変容する身体とジェンダー

#### (1) 女性ボディビルダー

身体とジェンダーの関係では、英語圏の文献において、女性ボディビルダーが注目されてきた。それは、女性ボディビルダーが、「女らしさや男らしさの定義ばかりでなく、性差自体のシステム」(Schulze 1997:9)を脅かすとみなされていたからである。しかし、女性ボディビルダーたちは、私的な舞台裏においては、ジェンダーを転覆させているが (Bolin 1992)、公的な表舞台では転覆に成功していなかった (Lowe 1997)。

#### (2) 自己防衛者

McCaughey は、女性たちが、「脆弱性」、「小ささ」、「女性的な魅力」(1997:34)の観点から自らの身体を形作った結果、身体的に弱くなり、男性による暴力に対して、他の男性や警察によって守ってもらうことが必要となっていると指摘する。さらに、男性の暴力に対抗するためには、自己防衛プログラムに参加することが有効であり、「自己防衛者になることは、ジェンダーを超越することである」(1997:128)と主張する。しかし、彼女の研究対象者の中には、自己防衛を学ぶことと、規範的な女らしさの間で葛藤を感じている女性たちの存在が読み取れる。したがって、McCaughey の上記の主張は限定的なものに留まっており、より詳細な分析が必要である。

### 3 身体を変容させ、闘う技能を身につけた女性たち

女性ボディビルダーは筋肉を獲得し、それによって自らの体型を変え、筋肉が実現する力を得ているが、その筋肉を、自己防衛者のように、自分の身体に向かってくる暴力へ対抗するための「闘い」に使ってはいない。一方で、McCaughey (1997)の自己防衛者は身体的力と暴力に反撃する技能を得ているが、自らの身体を「変容」させてはいないようである。実は日本には、身体を変容させ、闘う技能を獲得した女性たちが

存在する。それは、女子プロレスラーである。彼女たちは、プロレスをする身体を獲得し、プロレスをすることによって力づけられているだろうか？プロレスで培った技や能力を「闘う能力」として使っているだろうか？また、レスラーの身体や「闘う能力」は、理想の女性身体や規範的な女らしさを、超越していると言えるだろうか？ここに、私は、女子プロレスラーの身体と彼女たちが実践するプロレスという仕事を考察する意義があると考えます。

### 4 研究方法

2004年から2005年までに、25名のレスラー(うち引退者3名)のインタビューを行った。対象者は、団体の代表者やインタビューしたレスラーからの紹介を通じて広げていった。一人あたり、2時間から3時間にわたり、身体の変容過程を中心に質問した。

### 5 研究結果

女子レスラーたちが自分の身体をどのように捉えているかについて、インタビュー・データを分析した結果、5つの視点が浮かび上がってきた。すなわち、「レスラーとしての身体」、「プロレスができる普通の女の子の身体」、「受け入れた身体」、「自信がない身体」、「新しい理想の女性身体」であった。この中で最も注目すべき視点は、「新しい理想の女性身体」で、女性として魅力的な身体を、規範的な「やせた」身体から異なる身体へと再定義し、自分の身体をレスラーとしても女性性としても魅力的な身体として捉えようとしていた。

(参考文献)

- Bolin, A., 1992, "Flex Appeal, Food, and Fat: Competitive Bodybuilding, Gender, and Diet," *Play & Culture* 5:378-400.
- Lowe, M., 1998, *Women of Steel: Female Bodybuilders and the Struggle for Self-Definition*, New York: New York University Press.
- McCaughey, M., 1997, *Real Knockouts: The Physical Feminism of Women's Self-Defense*, New York: New York University Press.
- Schulze, L., 1997, "On the Muscle," Pamela L. Moore ed., *Building Bodies*, New Brunswick, New Jersey: Rutgers University Press, 9-30.

## 女子ボクシングがもたらす可能性

オルタナティブの先に見えるもの

○藤山新（東洋大学現代社会総合研究所）

キーワード：健全な発展、選択肢の平等、演技の部

### 1. 研究の目的

映画『ミリオンダラー・ベイビー』のヒットに象徴されるように、女性によるボクシングは今日、世界的な規模で盛んになっているとすることができる。日本も例外ではなく、プロ、アマチュア、フィットネスなど、ボクシングをする女性の数は増加している。本報告ではそうした現状を踏まえ、女性によるボクシングがボクシングそのものに及ぼす影響を、ひいては女性によるスポーツがスポーツ全体にどのような影響を及ぼす可能性があるのかということについて、特に日本の女子アマチュアボクシングに特有な「演技競技の部」に注目して考察を行なう。

### 2. 基本的立場

まず報告者は、女子ボクシングの「健全な発展」を希求することを基本的なスタンスとしていることを明記しておく。この場合の「健全な発展」とは、女性によるボクシングがショーなどの見世物としてではなく、競技として確立されることを意味している。なぜ、女性でもボクサーでもボクシング関係者でもない報告者がこのような立場をとるのかと言えば、女子ボクシングが健全に発展することが、報告者の考える広い意味での「男女の平等」を実現することにつながると考えるからである。

### 3. 日本における女子ボクシングの現状

日本における女性によるボクシングの活動状況として、プロ、アマチュア、フィットネスの三つに大別することができる。それぞれについて検討した場合、まずフィットネスの分野においては、ボクシングジムにおけるフィットネスコース、女性練習生の受け容れの拡大、一般のスポーツジムやフィットネスクラブにおける「ボクササイズ」の興隆などといった現象から、女性によるボクシングが広く社会的に認知されつつあることが伺える。また、直接相手を殴るのではない、フィットネスとしてのボクシングからは、ボクシングに付随する暴力的なイメージが変わって、身体を動かす爽快感などといった、オルタナティブ・イメージが創出されると考えられる。

また、プロの分野においては、統括組織の不在による競技の永続性と、選手の健康管理への懸念や、特に

メディアの取り上げ方による、ジェンダー・バイアスの再生産への懸念などといった課題が見出せる。

### 4. アマチュアにみる可能性

では、アマチュアの分野にはどういったことが見出せるのか。報告者はここで日本の女子アマチュアボクシングに固有な「演技競技の部」に注目する。これは、構えやディフェンスのしかた、パンチの打ち方、ステップワークなどのボクシング技術と、縄跳びや腕立て伏せ、腹筋運動などの体力面とを採点し、その優劣を決める競技である。この演技競技に定められた演技種目は、ボクシングのエッセンスを抽出したものとなっており、すべてのボクサーがこうした動きを身につけるべき必須の種目ともいうべきものとして捉えられる。

翻って、現在の日本のプロボクシングにおいては、男性にしても女性にしても、ライセンス取得のためのテストに対して、その簡素な形式と、合格基準の曖昧さに対する批判的な意見が常にささやかれている。こうした現状を打破するために、報告者は演技競技の各種目をプロテストに導入することも検討されて良いのではないかと考える。そうすることによって、現状よりもボクサーにとってファンダメンタルな動きや体力を身につけた上でのプロライセンス発給が可能となり、ボクシングそのものの技術レベルの向上にもつながると考えられるからである。

### 5. 結論と課題

つまり、女性によるボクシングは、男性によるボクシングと分離された、全く別な性質のスポーツなどではなく、ボクシングそのものの競技レベルや技術体系に変化をもたらし、魅力創出にもつながる可能性を持っていると捉えることができる。こうしたことから、ボクシングにとどまらず、すべてのスポーツにおいて、その競技をジェンダー視点から見直すことは、スポーツ全体の技術的発展や魅力の創出をもたらす可能性があると考えられるであろう。

ただし、そうした捉え方が近代スポーツ・イデオロギーに回収されることにならないか、さらにそれによって既存のジェンダー・ステレオタイプを強化したり正当化することにつながらないか、などといったことについては、慎重に検討する必要があると考えられる。

## アメリカのスポーツにおける男女平等に関する研究

—課外スポーツにおけるタイトルIXの遵守方法に関する方針を中心として—

○新井 喜代加 (筑波大学大学院), 諏訪 伸夫 (筑波大学), 近藤 良享 (筑波大学)

キーワード: 男女平等, タイトルIX, 教育省市民権局(OCR), 大学対校競技スポーツプログラム

### I 研究目的

1978年にユネスコ体育・スポーツ国際憲章は、「人は誰でも、その人格の発達に不可欠な、体育・スポーツに参加する基本的人権を有する」と基本的人権としての体育・スポーツを世界に向けて宣言した。また、同年にアメリカでは、市民、女性、障害者及びマイノリティのスポーツ活動への奨励・援助等を謳い、スポーツの機会均等を推進しようとする「アマチュア・スポーツ法<sup>1</sup>」が定められ、これに先行してさらに1972年に性差別撤廃を掲げ、体育・スポーツにおける男女平等を推進しようとするタイトルIXが制定された。タイトルIXの施行は、アメリカにおける女性のスポーツ発展に大きく寄与してきている。しかし一方では、OCR (Office for Civil Rights of Department of Education) が示す課外スポーツプログラムにおけるタイトルIXの遵守方法をめぐり議論がなされてきており、とりわけ大学対校競技スポーツプログラムはその中心にあった。そこで本研究は、アメリカの体育・スポーツにおける機会均等の推進の重要な部局であるOCRが発行した、大学対校競技スポーツプログラムに焦点をあてた課外スポーツプログラムに関する方針の位置づけ及びその特徴を検討し、究極的にはアメリカのスポーツにおける男女平等の具現化に少しでも寄与しようとするものである。

### II 研究方法

本研究では、課外スポーツプログラムに適用されるタイトルIXの規定全般を扱わず、大学対校競技スポーツプログラムにおける参加機会の平等規定に基づく遵守方法に関する文書を研究対象とする。それゆえ、本研究は、資料として、HEW<sup>2</sup>が発行した①『1979年の方針解釈<sup>3</sup>』をはじめ、OCRが発行した②『1996年の方針解説<sup>4</sup>』、③『2003年の方針解説<sup>5</sup>』、及び④『2005年の方針解説<sup>6</sup>』を主に取り扱う。

### III 結果

#### 1. 「方針」の位置づけ

’72年に教育全般における性差別の禁止を掲げたタイトルIX (law) が制定され、’75年にはタイトルIXの理念を実現するための施行規則(regulation)が公布された。’79年には、体育・スポーツ領域とりわけ課外

スポーツプログラムにおけるタイトルIXの実施について解説した①の「方針解釈」が発行された。これは、課外スポーツプログラム全般について扱うものの、特に大学対校競技スポーツプログラムを運営する競技局に対してタイトルIXをどのように実施するべきかについて具体的に説明したものであり、1970年代にOCRによるタイトルIX施行のいわば基礎固めが行われた。これ以降現在までに課外スポーツプログラムにおけるタイトルIXの施行に関する方針の文書は、本研究に関するものが3つある。

#### 2. 「方針」の実効性とその特徴

’72年のタイトルIX及び’75年の施行規則は、法的拘束力を有し、この施行規則の課外スポーツプログラムに関する具体的な説明がなされた①②③④の解釈及び解説は、「裁判官が従う価値のある法的拘束力」を持つものである。②③④は、①に示しているタイトルIXの一遵守方法(以下、判断基準)について詳しく解説したものである。その判断基準を以下に示す。

- (1) 大学対校競技スポーツプログラムに参加する男女比が在学学生男女比とおおむね合致している。
- (2) 大学対校競技スポーツプログラムにおいて不利な立場にある性のための参加機会を歴史的・継続的に拡大している。
- (3) 大学対校競技スポーツプログラムにおいて不利な立場にある性に属する学生の興味と能力に十分にかつ効果的に対応している。

### IV まとめ

アメリカのスポーツにおける男女平等の具現化を目指し、タイトルIXの実現過程としてその方針の位置づけ及び特徴に注目し検討を行った。更に、方針の背景を明らかにするために、タイトルIXの施策の展開と司法当局の動向との相互作用についても検討したい。

<sup>1</sup> Amateur Sports Act of 1978

<sup>2</sup> Department of Health, Education and Welfare (Department of Educationの前身)

<sup>3</sup> A Policy Interpretation: Title IX and Intercollegiate Athletics

<sup>4</sup> Clarification of Intercollegiate Athletics Policy Guidance: The Three-Part Test

<sup>5</sup> Further Clarification of Intercollegiate Athletics Policy Guidance Regarding Title IX Compliance

<sup>6</sup> Additional Clarification of Intercollegiate Athletics Policy: Three-Part Test--Part Three

## 旧制女学校における「体育」の定着過程に関する研究

—兵庫県立第一神戸高等女学校の事例—

○赤坂美月 (神戸学院大学)

キーワード：旧制女学校, 兵庫県立第一神戸高等女学校, 体育

### I. 問題の所在および方法

戦前の女学校における教育としての「体育」という視点から、具体的にそれらが学校内でどのように捉えられ、実践されていたのかについての研究報告はあまりみられない。その理由の一つには、戦前では文部省による「学校体操教授要目」(大正2・1913年)に象徴されるように、「体操」が中心的教材として取り扱われ、学科は「体操科」と表現されるのが通常であったことが関わっていると考えられる。

だが筆者は、戦前の女子体育の在り方に関心を持ち資料を収集していくうちに、明治34(1901)年に兵庫県下ではじめて開校された兵庫県立第一神戸高等女学校において「体育科」が存在していたことを知った。同校において、「体操科」ではなく、「体育科」という名称が用いられたことには、当然ながら教育的な意図がそこに強く含意されていたと考えてよいのではないだろうか。では具体的に、同校では「体育」という概念がどのように捉えられて定着していったのか、そして、その「体育」としての実践内容はどのようなものであったのか。このような問題意識により、同校の「体育」に関する資料を詳しく分析・検討することとした。

主な資料には、明治39(1906)年以降に発行された同窓会の「会報」(欽松)と、昭和7(1932)年に発行された『創立三十周年記念誌』を用いた。

### II. 「体育」の萌芽期

明治34(1901)年の開校から大正中頃までは、まず第一に国民形成の意識にもとづく「良妻賢母型教育」の観点から、「身体の強健なる女子生徒」をつくることが基本に置かれていた。それは、「欧米女子ヲ凌駕スル体質ト体格トヲ養成センコトヲ理想シ」たのである。そして、明治38(1905)年に「校訓」を編制し、7番目に「進みては適當の運動を力め退きては衛生の法則に従ひ以て体力鍛錬の工夫を為すべし」と、運動と衛生面に着目し体力の向上を説いた。したがって必然的に、文部省によって中心的教材とされていた「体操」のみでは、同校の教育方針を十分に満たすものとは成り得なかったのであり、運動時間の実施、遠足(山登りを含む)、運動会、テニスの校内大会といった運動各

種が積極的に取り込まれていくこととなった。

### III. 「体育」の確立期

大正期に入って以降の「会報」(欽松)をみれば、「体育」の語が頻繁に用いられるようになることと、課外でのスポーツ活動が活発化していく様子がわかる。そして、三度来校した永井道明をはじめ、「体育デー」等行政による「体育」の奨励により、確実に広義の「体育」概念が定着していった。そこでは「生理衛生」に関する知識の習得や課外での「運動競技」もまた、「体育」として捉えられ、盛んに行われることになった。

体育としての確立、それは、「教育方針」において、諸々の教育目標と共に「体育」を掲げた。そして、その方針・目標を達成するため、学科としての「体育科」を設置し、その具体的な内容は、次のように示された。

「主眼」身体の養護に関する知識技能

「学科目」生理衛生、体操、競技

「指導目標」

- 一、体育衛生保健の知識
- 二、体育上の一般技能
- 三、運動競技、水泳等に関する特殊技能
- 四、運動精神の養成

「指導行事」練習各種の演技、各種の会合、

身体状況の考察反省、聴講、読書等

つまり、「校訓」が定められて以降、「教育内容」の中から、「身体に関わる」側面のすべてを切り取ってまとめ上げ、「強健なる人」の形成を目指して確立されたものが、同校の「体育」であったといえる。

### IV. まとめ

同校における教育方針の結実(創立三十周年記念誌)として、諸々の教育目標と共に「体育」を掲げた。そこでの「身体に関わる教育」、すなわち「体育」の概念とは、当初から取り組んでいた衛生や運動という幅広い領域をいかにして包含するか苦心した末に確立されたものであり、生涯に及ぶ女子の生活に必要な不可欠なるものの教授を目的として、「知育」や「徳育」とともに、その価値を強調するところに成立されたのであった。そして、「体操科」を含む「体育科」として教育を具体的に実施すると判断したと考えられる。

## 体育における教員の実践的力量に関する研究

—男性教員と女性教員の比較から—

白井基記・野村圭・野村徹（東京学芸大学）

キーワード：学校体育 教員意識 隠れたカリキュラム

### 1、目的

1989年の学習指導要領の改訂で、制度の上では単位数やカリキュラム上の男女差が一応は学校教育から撤廃された。制度上は、(一応の)男女平等が果たされたようにも思えるが、制度の有無に関わらないところで、学校が依然として「ジェンダーの再生産装置」として機能しているとの指摘もある。たとえば、いわゆる隠れたカリキュラムというものの存在は依然として指摘され続けており、現在の学校教育を男女平等という視点から考える上においては、非常に重要な視点となっている。

そのような中、特に学校体育においては未だジェンダーバイアスが色濃く存在しているとされており、児童生徒は教師の「声掛けや行動をはじめとして、様々な事柄から敏感にジェンダーバイアスを感じ取っている」(在木・飯田;2004)と言われている。そういった状況が事実であれば、体育を指導する教員の意識を考えることは、児童生徒のジェンダー形成を捉える上で重要な意味を持つ。

そこで本研究の目的は、体育を指導する教員における日ごろの実践的力量に関する意識を、男女で比較して検討することにある。比較し抽出された男女差が、児童生徒のジェンダー形成に影響を与えるのであれば、本研究はその点において大変意義のある一資料となるであろう。

### 2、研究方法

#### 1) 対象者

国立大学附属小学校・中学校・高等学校・養護学校・公立小学校(全118校)に勤務し、体育を指導する教員398名。

#### 2) 調査方法

質問紙調査(2006年4月上旬～5月中旬)

#### 3) 分析方法

質問紙は「日頃の体育の授業で必要だと思うこと」を問う質問群で構成されている。それぞれの項目に

ついて、男女間でクロス集計を行い、その後 $\chi^2$ 検定を行い有意差を調べた。

### 3、結果と考察(一部)

「児童生徒の活動をよくコントロールできる」「児童生徒に、集団行動をとらせることができる」といった項目においては、男性教員の方が女性教員に比べ、日頃の体育授業で必要だと思っていることが明らかとなった。これらのことは、男性教員の方が女性教員に比べ、児童生徒をより統制しようとする傾向が強いことを示唆していないか。一方、「児童生徒と、うまく関係を作ることができる」といった項目においては、女性教員の方が必要だと思っていることが明らかとなった。このことから、女性教員の方が男性教員に比べ、児童生徒とよりよい関係を作ることの必要性を感じていると言えるであろう。

その他にも実践的力量に関する意識にはいくつかの男女差がみとめられたが、それらについては当日より詳しく発表する。

尚、本報告は英語で発表する。

### 4、参考文献

在木美粧・飯田貴子(2004) 学校体育におけるジェンダー形成—大学生のメモリーワーク分析から—。スポーツとジェンダー研究2。pp17-30

## ジェンダーの視点による運動会紹介本の分析

—1952~2004年に出版された9冊を対象として—

○小野 暖未 (中京大学大学院)、來田 享子 (中京大学)

キーワード：ジェンダー、運動会種目、イラスト

### 1. 動機、目的

学校は社会のほかの分野に比べて、男女平等の環境が比較的高く達成されている分野である反面、隠れたカリキュラムによってジェンダー再生産の場であることが指摘されてきた(井谷、2003)。先行研究は、いわゆる「隠れたカリキュラム」の存在、男女別の名簿、男女別の並び、教員組織、教科書、教材、制服、性別の色分けなどを挙げている。

体育大会、運動会の実施種目の差については陸上種目では、女子種目は男子種目よりも走る距離が短く、団体種目では、女子は「ダンス」、男子「騎馬戦」と「組体操」というジェンダーを意識した種目が実施されていると報告されている(田原・芹澤、2005)。このようなプログラム編成は誰によってなされているのだろうか。プログラムは教員の意識と話し合いにゆだねられているという報告がある(岸本・勝木、2005)。すべての学校がそうであるとは限らないにしても、種目の男女差が生まれる要因として、プログラム制作の際に体育教員が手にする種目の紹介本の情報が影響を与える可能性が考えられる。

そこで本発表では、中京大学の図書館に所蔵されている9冊の運動会種目紹介本を調査対象とし、種目の紹介や解説に使用されているイラストの分析を行った。この分析により、視覚的に与えられているジェンダー・バイアスを明らかにすることを目的とした。

### 2. 分析方法

『子供の生活する運動会—実践と資料—』(1952)金子書房、『新しい種目五〇〇 運動会百選』(1953)小峰書店、『学校運動会種目全書』(1983)遊戯社、『運動会の競技種目』(1989)成美堂出版、『おもしろプランニング運動会団体種目 BEST50・中学校』(1988)民衆社、『運動会種目ベスト 100』(1992)ベースボールマガジン社、『新装版運動会種目ベスト 100』(2002)ベースボールマガジン社、『小学校 運動会団体種目ベスト 50』(2004)民衆社、『中学校 運動会団体種目ベスト 50』(2004)民衆社の9冊を以下の4項目について分析した。

- 1) イラストつきで紹介されている種目を①女子用種目／イラスト女子(F-F)、②男子用種目／イラスト男子(M-M)、③女子用種目イラスト男女(F-B)、④男子用種目イラスト男女(M-B)、⑤両性共通種目イラストの男

女比に偏りあり(B-NE)、⑥両性共通種目イラストの男女比に偏りなし(B-E)の合計6つのカテゴリーに分類し、図書別の数を比較する。

- 2) B-NEに関して、使われているイラストの人物を女、男、不明の3種類に分けて数え、図書ごとに比較する。
- 3) スポーツ界においてブライトン宣言が採択された1994年を分岐点とし、6つのカテゴリーのイラスト数が変化したかどうかを検討する。
- 4) 性別役割分業が反映されている事例の抽出:ベースボールマガジン社から出版されている『運動会種目ベスト 100』(1992)と『新装版 運動会種目ベスト 100』(2002)の「したく競争」、「部対抗リレー」、「ペアマッチレースA」、「ペアマッチレース①」のイラストについて検討する。

### 3. 結果

- 1) 性別が限定されて紹介されている種目はどの図書も少ない。しかし、各図書におけるF-FとM-Mの数の差は年代によりばらつきがみられる。
- 2) 紹介されている種目数に差はあるものの、9冊すべての図書において男のイラスト使用率が高いことがわかった。
- 3) 1994年以前、1995年以降で6つのカテゴリーの割合に変化はなかった。
- 4) 衣装を着る種目では女子にはスカートをはいたイラストが使用されている。男子の医師に対し女子の看護師、男子のコックに対し女子のウェイトレスといった、特定の役割イメージで描かれる事例があった。

### 4. 考察

全体的にみて、性別が限定されずに紹介されている種目が多かったにもかかわらず、イラストだけを比較するとイラスト数の男女比はかなり異なっていた。先行研究では教師が手にするものについてはあまり報告されていないが、このような傾向のある図書を教師や地域活動の指導者が手にし、プログラムを組むことによって、それらの人々の内部にジェンダーが再生産される可能性が考えられる。さらに紹介された種目を実施する側とそれを見る側にとってもジェンダーが再生産される可能性が考えられる。

## ジェンダーからみた高齢者のフィットネス

テーマ設定の趣旨とワークショップの展開

コーディネーター 高峰 修 (明治大学)

### 1. テーマ設定の趣旨

改めて確認するまでもなく、日本社会は現在、他の先進諸国が経験したことのないほどの高齢社会に、短期間で突入しようとしている。日本の場合、極端な少子化が加わることによってこの現象はさらに激しいものになっている。ある国の人口を年少人口と生産年齢人口、老年人口に分ける区分法に従うならば、高齢社会とは全人口に占める生産年齢人口がアンバランスなほどに少ない社会、と言い換えることができる。

近代社会において、女性に対する期待は家庭内の無償労働 (=再生産) にあり、有償の労働力 (=生産) にはなかった。こうした性役割の構図を念頭におくと、生産年齢人口が減少するということはつまり「脱男性」を意味する。このような変化を、本ワークショップ講師の木村は「女性化」と表現している。

こうした変化を見せる社会は、男性の生産年齢人口が主役であった頃の社会とは性質が異なっているはずであり、将来的な政策は、そうした性質の変化を見極めて策定されるべきであろう。しかし、やはり講師の一人である梅津は、現在の高齢者政策にはジェンダーの視点が欠けていると指摘する。例えば、介護者としての役割を相変わらず女性に求めたり、そうした一般的な意識を変革するための働きかけも考慮されていないという。

避けては通ることのできない高齢社会を目前とし、高齢者の健康・体力問題や介護の問題について盛んに議論されるようになった。しかしながら、そうした議論にジェンダーの視点が持ち込まれることは数少ないように思われる。近代的な性役割思想に基づく 20 世紀の日本社会の延長線上に高齢社会があり、またそうした思想下で育ってきた団塊の世代が高齢者層になろうとしているのであれば、来る高齢社会においてもジェンダーの問題が散在することになると考えられる。したがって、高齢者問題を検討する際にジェンダーの視点を持つことは重要だと思われる。

本学会大会においては、第3回大会では「ダイエット志向とジェンダー」、第4回大会では「女子スポーツ選手の摂食態度異常」と題して、痩身や摂食障害など女性の身体とジェンダーの関わりについて検討してきた。これらのテーマでは主として若年層の身体に焦点

を当ててきたが、上述のような背景を考えると、高齢者の身体をジェンダーの視点から検討することも重要な課題としてある。

本ワークショップでは、高齢者の健康・体力問題における男女差を把握し、さらにその背景にあるジェンダー問題について参加者の方々と議論を繰りひろげたい。

### 2. 講師の紹介

今回は講師として二人の方をお招きした。まず、木村みさかさん (京都府立医科大学教授) は高齢者の体力やスポーツ栄養などの体力科学分野がご専門であり、多くの高齢者を対象とする体力測定を経験され、またデータをお持ちである。そうした立場から、高齢者の体力の特徴や、高齢者の運動習慣と体力・健康との関連における男女差についてお話していただく。

次に、発育発達やレクリエーションをジェンダーの視点から研究され、高齢者福祉の現場でも活躍される梅津迪子さん (聖学院大学教授) には、高齢者福祉に関する調査の結果をご紹介いただく。さらに、木村さんの調査結果や当日の参加者による議論もふまえて、高齢者の体力、意識、行動面において男女差が生じる文化・社会的な背景についてコメントしていただく予定である。

### 3. ワークショップの展開

お二人の報告の後、報告内容に関して参加者と質疑応答を行う。さらに、2件の報告で確認された男女差を基に、以下のような点について議論を進めていきたい。

- (1) 高齢者の健康・体力、介護の問題に関して観察された様々な側面の男女差は、どんな問題をもたらすか。
- (2) 高齢者の健康・体力、介護の問題に関して観察された様々な男女差は、どのような背景から生じたのだろうか。
- (3) 高齢者の健康・体力、介護の問題に関して、現時点でどのような働きかけをすべきなのだろうか。

参加者の皆様の間で活発な意見交換が行われるよう、期待しています。



## ジェンダーからみた高齢者のフィットネス

「高齢化＝女性化」時代の高齢者の体力

木村みさか（京都府立医科大学看護学科）

キーワード：高齢化＝女性化 健康づくり 介護予防 体力

日本人の平均寿命(2004年簡易生命表による)は、男性78.64歳、女性85.59歳、全人口に占める65歳以上の割合(高齢化率)は、男性19.8%、女性25.3%で、いずれも世界のトップである。とりわけわが国の場合、寿命の延長(長寿化)に少子化が加わって、諸外国が経験したことのない速度で人口の高齢化が進行し、高齢化率20%以上の超高齢社会への突入も時間の問題、2050年には35%を越えると推計されている。人口構造から考え、「高齢化」とは、従属人口が急増化する「女性化」社会のことである。

人口の高齢化に伴って、社会のあらゆる場面でパラダイムの転換が求められている。医療を例にとると、20世紀後半の医学は「延命の医学」であった。平均寿命の延長した21世紀の医学にこれを期待し続けるのには無理がある。健康寿命を延長させ、生活機能に支障のない期間(要介護期間)をできるだけ少なくするための総合戦略が必要である。約20年間にわたって行われてきた老人保健事業は、「健康な65歳をつくる」戦略として一定の成果を収めてきた。そして、現在、国民の多くは健康な65歳を迎えているが、従来の健康づくり施策では、必ずしも寝たきりや認知症のような健康問題(認知症も寝たきりも男性に比べ女性での発生が多い)には対処できていない。そのため、国は、「健康な65歳」に加え、「活動的な85歳」(病気をもちながらも、なお活動的で生きがいに充ちた自己実現ができる新しい高齢者像)をあらたな目標にした法整備を進めている。

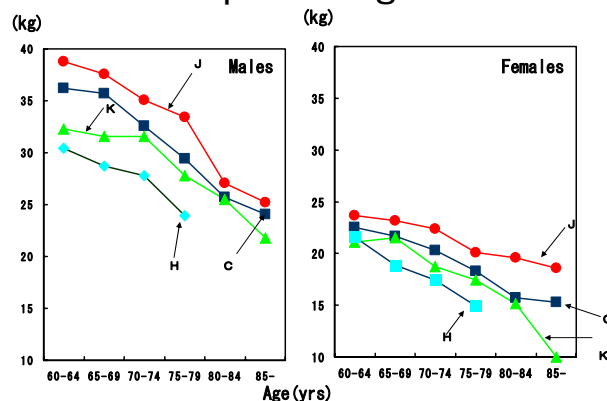
介護保険法は進行する「高齢化」社会に対応するために策定された法律である。しかし、介護保険法施行後、受給者、特に軽度要介護者の著しい増加と、この区分にある要介護者の介護度の悪化のため、2005年6月には、持続可能な介護保険法制度の構築を目指し、介護保険改正案が国会を通過した。その柱の一つが軽度要介護者の身体機能低下を防ぐ(介護予防を推進する)新予防給付の創設である。なお、女性要介護認定者は、全体で男性の2.5倍、軽度では3倍に達する(2006年2月)。

一般に、介護予防は「介護状態の発生をできるだけ防ぐこと(遅らすこと)、そして要介護状態にあっても

その悪化をできるだけ防ぐこと」と定義される。健康寿命の延長や医療費・介護保険料軽減のためには、「元氣な者がいつまでも元氣で」が最も望ましいが、虚弱高齢者(すなわち、介護予備群や要介護者)への対応(介護予防)も重要である。現在、エビデンスが報告されている介護予防は、「運動機能向上」、「口腔ケア」、「低栄養の改善」である。しかし、いずれにおいても、高齢者の体力・運動能力の低下を少なくし、できるだけ最後まで生活が自立する方策を模索することは、高齢者が「ハッピー」であるための基本条件であろう。

演者らは、約30年前より、高齢者の体力や運動に関する調査を継続しており、体力については2万人を超えるデータを蓄積している。その中には、二十数年にわたって縦断的に観察してきた高齢者集団のデータや、介護予防(介護状態改善)を目的に、虚弱高齢者(施設のデイサービス利用者)を対象にした介入研究もある。今回は、我々のデータに基づき、高齢者の体力の特徴、高齢者の運動習慣と体力・健康との関連、体力が生命予後に及ぼす影響などを紹介するとともに、男女比較を行い、女性に特有な課題を提示したい。その例として、図には東アジア地区プロジェクト研究より握力の測定結果(J:日本、C:中国、K:韓国、H:香港)を示す。左が男性、右が女性の成績であるが、60歳代女性の握力は80歳代男性の値に該当する。全ての体力項目において女性が男性より劣るわけではないが、特に「高齢化＝女性化」社会での健康づくりや介護予防のためには、体力においても、女性に起きている老化過程を詳細に検討し、ジェンダーの視点から対策を講ずることが必要であろう。

## Grip strength





## ジェンダーからみた高齢者のフィットネス

－日本型社会福祉に渦巻くジェンダー問題（福祉労働と性差）－

梅津 迪子（聖学院大学）

### 1. ジェンダー視点の欠けた高齢者政策

高齢者政策は基本的には社会構造によって決まり、その社会構造はその国の高齢化率と経済力に左右される。とくに、高齢者問題を語るときジェンダー視点は不可欠である。高齢化率が低く、平均寿命が短い時代の政策は「医療の保障」こそが一番の対策であった。しかし、わが国は世界一の長寿国となり高齢化率も高く、少子化の傾向に歯止めがかからず、「団塊の世代」の高齢期を目前にして財政上の不安から政策は「医療主導型」から「介護主導型」へ、さらに「介護予防型」へと転換を余儀なくされている。介護保険制度は2000年から施行され、3年毎に策定計画が見直され、2014年度に最終となる。介護保険制度は地方自治体が行っているが、担当者に福祉の専門家がないこと、2・3年ごとに配置が変わること、女性議員や部課長職に女性が少ないこと、介護認定基準や判定方法への疑問など問題は山積している。2015年度の高齢者像に向けた改正は「予防重視システムへの転換」「施設給付の見直し」「新たなサービス体系の確立」「サービスの質の向上」「負担のあり方、制度運営の見直し」「介護サービス基盤のあり方を見直し」などである。現実には介護保険料と医療費、施設利用料などの負担金の増額により貧富差が拡大しつつある。介護形態も「施設利用型」と「在宅介護型」の2極分化を招きつつある。つまり、デイサービスに週3回行っていたが1回にする、施設入所費も高騰になったため在宅にせざるを得ないという現象が生じている。また、家族が全員就労している家庭では介護は不可能である。では、「在宅介護」の担い手は誰であろうか。某議員が「子が親を見る美風」「在宅で家族が介護するのは日本の美德」と叫んだが、ここでいう家族はいったい誰のことであろうか？

### 2. 福祉労働者は女性「家の嫁から社会の嫁へ」

介護保険は行政のアウトソーシング（外注）ともいわれ、介護サービスを地方自治体から切り離し、民間企業に委託しているのが実情である。まさに4兆円市場といわれた介護事業である。自治体が介護サービスを調達する福祉ビジネスに参入した企業は多いが、その構図はピラミッド型である。トップに君臨している

のは男性企業経営者、底辺は女性ケアマネージャーと女性ヘルパーで構成されている。介護の担い手は主に中高年女性である。同じ家事労働・ケアも家庭では無償であるが、同じ家事が仕事になることや利用者に感謝されるというやりがいと手ごたえを感じているからであろう。また、45歳以上という年齢は一般労働市場では年齢差別が横行し、女性にはそれしか選択肢がないということもある。しかし、ケア労働は過酷・激務であるにもかかわらず低賃金である。「高齢社会をよくする女性の会」の代表樋口恵子氏は、やっとな嫁のタダ働きから脱したのに、外に出ても実際にやっている仕事は家の中と同じ、タダ働きや労働条件の低さを引きずったまま。嫁のやっている仕事と変わらないとして、それを「社会の嫁」と表現している。社会の嫁の勤務先（家庭、病院、施設）には設備投資がなく、身体介護は負担となり、結果として自分の体に故障が生じている。または「ケアに手を抜かざるを得ない」現状がある。定年を迎えた社会の嫁・高齢者に「介護予防」の方法はあるのだろうか。

### 3. 高齢者介護の両立支援は？

90年代になり少子高齢社会が加速するなかで、「両立支援」型の動向がみられるようになったが、それは女性が労働市場に参入して税・社会保険料を負担することが期待された結果、子育て支援の必要性が生じたからである。一方、平均寿命世界一となったわが国では高齢者の世帯数が37.7%と増加しているが、「高齢者介護の両立支援」や「介護の担い手は男女平等」といった視点や政策は放置されている。2004年の高齢化率は全国平均19.5%、最高は島根県の26.7%、最低は埼玉県の15.5%であった。その埼玉県の男女共同参画センター共同研究（with you さいたま、2003）の高齢者福祉に関する調査から話題を提供したい。

### 4. 「女性のための女性による老々介護」の実態

調査では、要介護者の平均年齢は82歳、65歳未満は5.4%、65歳～74歳の前期高齢者は14%、75歳以上の後期高齢者が79%、95歳以上が5.4%であった。性別は男性が3割、女性が7割弱である。寿命に男女

差がみられるように後期高齢者から女性の割合が高くなっている。家族形態は実の息子との同居が半数を占めており、配偶者との同居は3割であった。要介護者の日常生活は「身の回りのことは出来るが寝たり起きたりの生活」から「ほとんど寝たきり」状態まで。その状況で長期施設に入所しているのはわずか1割で、在宅介護が主流であるが、要介護者の5割はデイサービス（入浴サービス、ショートステイ）を利用している。デイサービス・ショートステイは女性がより多く利用しており、男性はホームヘルプサービスを利用する傾向がみられる。福祉制度の利用にも「見守られ型・他者依存」の男性のまなざしが窺われる。

高齢者の介護を担っていたのは女性が7割強、男性が2.5割である。この割合は、厚生労働省「介護サービス世帯調査（2002）」と同様の結果であった。介護者の年齢は23歳から86歳まで、平均は60歳、50歳～60歳以上が8割を占めている。つまり、要介護者の7～8割は後期高齢者の女性であり、介護者の8割は50・60歳以上の女性によって介護が担われている。男性は（この場合は）妻の介護者であることが多い。「女性のための女性による老々介護」の構図である。そして、女性介護者の担い手は嫁>妻>娘の順であった。要介護者は実の息子との同居形態が半数を占めていることから嫁による介護が実践されていることがわかる。また、介護負担は年齢が高いほど「負担」の割合が高く、「負担が重い」ほど介護者の健康状態も「よくない」と回答していた。

### 5. 「介護者」のジェンダー意識

介護を担っている者のジェンダー意識（男女の性別役割）は、男性が「伝統主義的」な考えであるのに対し、女性は「平等主義的」な考えを持っている。年齢別では年齢が高くなるにしたがい「伝統主義的」な考えをもつ割合が高く、その傾向は40歳代を境界として2極化の傾向が窺えた。「平等主義的」と学歴との関係では、学歴が高いほど「平等主義的」の得点が高い。就労の有無と「平等主義的」との関係では、無職の人より就労している人のほうが平等主義的な考えをもっており、無職の人は伝統主義的な傾向であった。

しかし、実際に介護者が介護をしている主な理由は「介護の担い手の有無」に立脚しており、「要介護高齢者には、介護者以外に頼りにできる家族が少ないから」が4割、「要介護者の続柄上、介護するのが当然」が3割強、「介護者以外は働いているから」2割強であった。また、「他者の介護拒否」や「時間的ゆとりがあること」なども介護受け入れの理由となっていた。つまり、受動的に介護をせざるを得ない状況におかれているのが

女性高齢者で嫁であるという事実である。

### 6. 今後の課題

この調査では高齢者の経済状態についてはふれられていないが、他の調査（博報堂生活総合研究所が87年、96年に同じ調査を行っている）によると、現在介護されている80歳以上の後期高齢者は「余裕のある世代」といえよう。この世代は年金制度が確立したのちに高齢期を迎え、そのうえ年金財政の破綻まではまだ余裕があるという時期に年金を受け取ることが出来る最初で最後の世代だからである。ゆえに、介護保険サービスも利用できるが、今後は年金だけで生活が成り立たない高齢者が増加し、介護保険サービスなど利用することができず、結果として貧富の差が拡大すると考えられる。

当日、介護保険制度やジェンダー意識の調査項目等の資料を配布する。

## 学校体育における公的な性別期待と男女カテゴリーの使用

—ある高等学校におけるフィールドワークから—

井谷恵子（京都教育大学）・片田孫朝日（京都大学大学院）

キーワード：体育授業、隠れたカリキュラム、性別カテゴリー、教師行動

### 1. 体育授業に関するジェンダー研究の動向と必要性

学校教育におけるジェンダー構造の見直しは、制度面だけでなく男女二分化の風土や教師行動など、ジェンダー再生産の内部構造に視点を当てて進められてきた。教育課程に明示されている顕在的なカリキュラムだけでなく、教師の言動や期待、子ども間のやり取りの中にジェンダー規範が埋め込まれ、無意識のうちに子どもたちに影響を与えている「隠れたカリキュラム」が注目される。例えば、教師—生徒間の相互作用が、生徒の性別によって量的に差があるだけでなく質的にも異なっており、生徒のしかり方やほめかたを、相手が男子か女子かによって教師は微妙に使い分けているという指摘がある(木村, 1999)。また、教師が「女子に甘い」という傾向があることを子どもも教師も認識しており、この意味は男子ほど「期待されない」ということの裏返しであり、男子にとっては教育行為として望ましくないとされている体罰をはじめとして、教師から厳しい叱責を受けることが常態化していることが明らかにされてきた(木村, 1999)。

体育は1989年の学習指導要領改訂による家庭科の男女共修を契機として、学習内容や単位数など制度的男女平等が漸く達成された。体育の内部で男女平等の機運が高まったというよりも、女性差別撤廃条約の批准など男女平等運動という外圧の成果であった。このために、男女特性論に基づく男女別カリキュラムや達成目標の差異などの見直しは遅々としたものであった。体育は身体や動きの教育、スポーツを含めた運動文化の教育など身体の介在を教科の特性とするため、体格や体力、それらに支配される運動パフォーマンスによって男女差が可視化される。つまり、身体や運動パフォーマンスに投影された男女差が説得力を持ち、その男女差を生得的なものとして納得させられてしまう領域であるがために、ジェンダー視点からの体育の見直しは手つかずの状態に置かれていると言えるだろう。

このため、制度上の男女差別が消失した今も、実践では男女別カリキュラムが存続し、教師の期待が生徒の性別によって異なることが指摘されている(井谷, 2004)。例えば、学習の達成目標やルールなどには、男女二分法が適用されるだけでなく、大きな男女格差が

ある場合が少なくない。男女それぞれの集団内の差異は考慮されず、「男子は10キロ、女子は5キロ」など、男女のカテゴリーごとに一律の学習課題や達成目標が当然のように設定される。それらは「男女の体格や体力差」への良心的な配慮と見えつつ、男の文化としてのスポーツ、垂流としての女性スポーツを容認し、男らしさ、女らしさを浸透させる機能を隠している。

### 2. ワークショップのねらい

本ワークショップでは、関西地方の公立M高等学校において実施した2004年1月から1年間のフィールド調査から得られた知見のうち、学校体育における公的な性別期待と男女カテゴリーの使用に着目する。体育授業の日常に埋め込まれたこれらの事象を参加者とともに具体的に検討しながら、ジェンダーにとらわれない新たな体育授業のあり方を考える。

### 3. フィールド調査の概要

(1)対象とした学校 M高等学校は京都市南部の閑静な住宅街にある伝統的な公立高等学校で、スポーツと勉学を両立する明るい校風で評判が高い。進学状況も優れ、生徒指導上の問題も少ない落ち着いた高等学校として知られている。平成15年度における学校規模は各学年9クラス、生徒の男女割合は53:47で男子が上回っている。

(2)体育カリキュラム 現行の学習指導要領では、中・高等学校では積極的に選択制を導入することになっている。M高等学校の場合も1年生から選択制度を部分的に導入し、2年、3年と拡大しながら実施しているが、男子用、女子用コースが一部設定されている。選択制以外では、1、2年生に男女別カリキュラムがみられる。男女混合で授業を進める場合にも性別カテゴリーが多用され、集合隊形などは常に性別である。

(3)保健体育教師 教師の経験年数は、8名全員5年以上で平均20年というベテラン教師揃いである。このために8名のうち5名までが、校務分掌において部長・副部長の役割を担っている。どの教師も授業準備や生徒への対応など、入念で誠実な態度を示している。

#### 4. 持久走調査の概要

本ワークショップでは、2004年1月から2月の時期に、2年生男女の持久走授業を対象に行った調査のデータを用いる。調査では、8人の体育教師に順番にピンマイクをつけてもらい、授業での行動と発話をビデオで記録した（合計12授業）。観察した授業は、学校のグラウンドおよび校外のG公園で行われた60分間走（合計11回）と、グラウンドでの男子3kmのタイムトライアル（合計1回）である。

#### 5. 提示するデータと議論の論点（予定）

記録したデータのうち、教師によって「男・女」の性別カテゴリーが用いられている授業場面を切り出し、持久走授業における「公的な」（すなわち、制度的かつ明示的な）性別期待の使用を確認すると共に、授業における状況ごとの実践的な性別カテゴリーの使用についてデータの提示を行い、参加者と共に「性別期待」および「性別カテゴリーの使用」について討論する。

##### (1) 体育の「公的な」性別期待について

まず、学校における「体育」授業の際だった特徴として、「男・女」に対して、公的に、異なる能力期待がかけられていること、これに基づいて授業が男女別に組織的に運営されていることを詳細に示す。例えば、以下のような場面である。

＜場面1＞ 授業の開始時、Y教師は男女を含む2つの講座に今日の授業で行う60分間のトライアルの説明を行う、その最後の箇所。（1月22日）

Y教師 「ちなみに、ちなみに、{用紙をみながら} 男子1級とるためには、大7周いかなあかん。2.2かける7、きついな15.4キロいかなあかん。女子1級いこうと思うたら、大6周いかなあかん。まあ、60分間やからな。女子10分で1周いけたらいける。2級いこうと思うたら、男子は少なくとも大6小2いかなあかん。大6小2.そのへんよう考えて。」

あるいは、このような能力の期待と評価の違いに基づいて、実際に、男女別で生徒の行動が組織されている。

＜場面2＞ G公園のスタート地点に生徒たちが到着する。Y教師が生徒を並ばせる。（1月22日）

Y教師 「{手をあげて} はい、男子前こい、このへんこい。特に速くいく人、前の方にこい。」

このような、「公的な」性別期待と、それに基づく授業運営は、今日、他の教科においては観られないものである。体育の教育実践が、ごく自然で、当たり前の

ものとして公的に「身体能力の性差」を語り、どのようなものとして組織されているかが、場面の記述を通じて示される。その上で、参加者と共に、このような「公的な」性別期待の使用は、体育授業において不可欠なものかどうか、もしそうであれば、なぜそうなのか等を議論したいと考えている。

##### (2) 状況ごとの性別カテゴリーの使用について

第二に、体育授業における性別カテゴリーは、このような「公的な」性別期待に基づき制度的、組織的に授業で用いられているだけではない。この他にも、教師たちは、状況ごとで、生徒への声かけや指示において、性別カテゴリーを用いることがある。

＜場面3＞ G公園での補講の授業で、男女生徒数名がスタートしていく。I教師は、自分が担当する男子生徒タナカに声をとばす。（2月26日）

I教師 「え、なんでタナ、べべからいくねん、タナカあほー。一番にさっと出んか、あほー。{タナカ、走りながら振り返る} 女子と一緒にやないか。」

＜場面4＞ G公園の60分間走で残り時間が少なくなり、Y教師は、コースの分岐点で、生徒に大(2.2k)のコースをそのまま走るか、小(600m)に切り替えるかの提案・指示を出す。分岐点に、男子生徒1人が女子Aを抜きながら迫ってくる、遅れて更に女子Bが走ってくる（1月22日）

Y教師 「キノシタ、どうする。7分40.いくか？」  
生徒 {そのまま走ってくる}  
Y教師 「なら勝負かけ。{自分の顔をみている生徒Aに、小を指し} 女子はこっちでいいよ。7分40. {次の生徒Bに} こっちでいいよ、女子は。」

＜場面3＞では、特定の男子生徒への不満の声かけが、性別期待を参照して行われている。＜場面4＞では、頻繁に用いられる「その女子、急いで」のような例と同じく、匿名の生徒への指示で性別カテゴリーが用いられているが、同時に性別期待が参照されているように聞こえる。こうした事例を示しながら、体育授業の中で用いられる性別カテゴリーの種類や、「公的な」性別期待との関連、生徒への影響等について、データの読み方を含め参加者と討論したいと考えている。

井谷恵子 (2004) 学校体育とジェンダー. 「スポーツ・ジェンダー学への招待」 明石書店.

木村涼子 (1999) 学校文化とジェンダー. 勁草書房.

## テーマ設定の趣旨

体育学・スポーツ科学におけるジェンダーの主流化—現在、そして未来—

佐野信子（立教大学）

キーワード：ジェンダーの主流化、ジェンダーの視点、男女共同参画、女子体育

### 1. テーマ設定の趣旨

近年、日本の科学者の内外に対する代表機関である日本学術会議においても、ジェンダーが頻繁に取り上げられている。特に18期（2000～2003年）には、「ジェンダー問題の多角的検討」特別委員会が設けられ、『ジェンダー問題と学術の再構築』と題する報告書が刊行された。同報告書の一部とその検討過程での種々の報告をもとに編まれた『ジェンダー問題と学術研究』（原ひろ子ほか編（2004）ドメス出版：東京）の中で原は「学術とジェンダー」を論じる際の次に示す3つの課題を提起している。

- ① 学術を担う人々、つまり、学術研究者や学術をめぐる多様な意思決定に参画する人々のジェンダー構成（男女という二つのジェンダーのみでなく、多様なジェンダー属性をもつ人々を含む参画状況）をめぐる課題。
- ② 学術における研究テーマの設定や研究方法の開発（研究手法、研究対象の選定、分析方法の選択、結論や今後の課題を導き出す際の視座のおき方など）においてジェンダーの視点を導入していくという課題。
- ③ ジェンダー研究そのものの深化という課題。

このような動きの中、さらには男女共同参画実現という時代的要請を受け、現在では科学の様々な分野においてジェンダーは重要な事柄と認識され、未だ十分に達成されたとは言えないもののジェンダーの主流化も図られている。たとえば、人文科学や社会科学に比べジェンダーに中立であると考えられていた自然科学や医学の分野においても、分析方法や研究対象にみられるジェンダー・バイアスの存在が問題視されている。

では、体育学・スポーツ科学分野ではどうだろうか。諸外国同様、日本においても女性による女性のための「女子体育」という領域が設けられ独自の発展を遂げてきた歴史があり、女子体育・女性スポーツの推進、研究の発展に多大な貢献をしてきたことは評価できる。また同様に、教育・研究機関においてもダンス教員としてのポジションが女性達には用意され、全体からみれば極めて少数ではあるが意思決定にも参画してきた。その反面、それらの構造は、体育学・スポーツ科学界

における男女差別を気づきにくくし、女性の体育・スポーツをゲッター化し、ジェンダーの視点を持ちこむことを遅らせてしまったという懸念は否めない。今日では、本学会の設立に象徴されるように、一部では、女性達が男性と共に意思決定に参画し、学会での発表、研究誌への投稿等も両性により行われ、ジェンダーの視点をもった研究の蓄積がみられるようになるなど、一定の進歩はみられると言ってよからう。

だが、体育学・スポーツ科学界全体を俯瞰すれば、意思決定への参画にみられるジェンダー構成は依然として男性に偏っており、ジェンダーの視点をもった研究はほんの一握りしかみられない。管見では、他の分野に比して体育学・スポーツ科学界においては、ジェンダーの主流化が遅れている状況にあるようにみえる。

果たして、体育学・スポーツ科学の分野でジェンダーはどのように認識されているのだろうか、また、そこでジェンダーの主流化を推進するためには、どのような課題が見出せるだろうか。

### 2. 話題提供者の紹介

まず、体育・スポーツ分野で要職を歴任され、学術審議会委員も務められた丹羽昶昭氏に「学術会議の動向」をご紹介いただく。ジェンダーに関わる国内外の歴史的な動向をおさえた上で、日本学術会議に焦点を絞り、同会議がジェンダー問題に取り組んできた経緯、内容について詳細に論じられる予定である。

次に、主に体育・スポーツ社会学領域においてジェンダーの視点からの研究に取り組まれている稲葉佳奈子氏に「体育学・スポーツ科学の現状」についてご報告いただく。ここでは、いくつかの量的なデータが提示されることから、体育・スポーツ界の現状が明らかにされる。さらに、ジェンダー問題へ取り組む上での困難について示唆に富んだ報告をいただく予定である。

### 3. ワークショップの進行

二人の話題提供者による報告後、質疑応答を行い、前述の原によって提起された課題を視野に入れながら議論を進めたい。現在の状況を確認した上で、未来に向け、体育学・スポーツ科学において、今、何を問題とすべきか、浮かび上がった問題をどのように解決するのかについて考えていきたい。

## 学術とジェンダー：体育学・スポーツ科学の場合

## 1 学術会議の動向

○ 丹羽劭昭（奈良女子大学名誉教授）

キーワード：ジェンダー、学術会議の動向、体育・スポーツ科学とジェンダー、ジェンダースポーツ学、国連の女性会議

## はじめに

日本における女性をとりまく環境も次第に改善されてきた。その原動力は、1970年以後の国際的な動きとそれに連動したジェンダー研究および法制度の整備であろう。そこでジェンダーに関わる世界の動向と日本の動き、日本学術会議の動向、これからの課題について略述し、ワークショップの材料を提供したい。

## I ジェンダーに関わる世界の動向と日本の動き

1946年 国連に「婦人の地位委員会」設置。日本国憲法公布（男女平等の明文化）。1947年 労働省設置・婦人少年局発足。教育基本法公布（教育の機会均等、男女共学）。1975年 第1回世界女性会議「世界行動計画」採択。1976年 世界婦人の10年スタート。1980年 第2回世界女性会議「国連婦人の10年」中間世界会議。同会議中に女性差別撤廃条約署名式（日本を含む57か国が署名）。1985年 第3回女性会議「国連婦人の10年」世界会議。男女雇用機会均等法公布。女性差別撤廃条約批准。1987年 IOCオリンピック憲章の男女差別条項削除。1993年 中学校技術・家庭科の男女必修実施。1995年 第4回世界女性会議。1999年 男女共同参画社会基本法公布。2000年 国連特別総会「女性2000年会議」。2005年 男女共同参画基本計画（第2次）閣議決定。

このように、ジェンダーに関わる世界の動きに連動して、日本も大きく動いている。

## II 日本学術会議におけるジェンダー関連の動向

## 1 学術会議における女性会員数の推移

日本学術会議は、政府の諮問への答申や要望・声明など、日本の学術団体の最高の意思決定・表出機関である。そこでの女性会員の推移を示す。

1981年第12期に始めて女性会員が誕生。その後、13期から順に、3名、3名、4名、1名、2名、7名、13名、そして2005年10月からの現20期に、全会員210名中42名となり、ようやく20%となった。

## 2 学術会議におけるジェンダー問題の検討

学術会議では、さまざまな形で女性研究者とジェンダー問題に取り組んできたが、それらは次の(1)と(2)の二つの内容に大別できる。

## (1) 女性研究者の地位や環境問題の検討

多くの学問領域で女性研究者が増加しているにもかかわらず、学会や高等教育・研究機関での地位が低く、前述の会員数にも示されているように、その象徴的存在が日本学術会議である。そのため多くの声明や要望が出されたが、なかなか改善されなかった。それが会員数でいえば第20期に42名に急増した理由は、①会員選出法の変更 ②学協会員の男女比が正確に数値で明示されたことによると考えられる。すなわち、①第20期の会員選出に先立ち、7部制から3部制（人文科学、生命科学、理学・工学）に選出母体を再編し、各母体の会員については、従来の学協会の推薦から、推薦された候補者を有識者によって個人調書をもとに選出した。この会員選出法の変更による影響がかなり大きいと考えられる。

②については、特に第17期（1997.7～2000.6）の「女性科学者の環境改善の具体的措置について」の要望が重要な意味をもっている。すなわち大学での教員、学生、院生などの男女比率の公表、人事選考の仕組みの改善、セクシャルハラスメント防止制度の整備、文部省科学研究費補助金の改善、学協会の役員等の女性比率向上への配慮等、女性の地位や環境改善について多くの具体的提案がなされた。さらに「日本学術会議における男女共同参画の推進について」の声明（2000年6月）を出し、その中で「学術研究団体登録手続きの様式を改訂し、代表者の性別および会員・役員・会誌編集委員・論文審査委員等の総数並びに男女数を会員推薦依頼時に公表する」との具体策が示された。そして第19期（2003.7～2005.9）会員選出の学術団体登録手続きの改訂が行われた結果、全登録学協会の会員・役員の性別構成が始めて把握され、学術界で初めてのジェンダー資料が整った。その結果を要約すると、各研究領域で女性の増加が著しいが、役員・編集委員等、学協会の意思決定への参加度は低く、学術界における女性の地位は低いということである。また同声明の中で、日本学術会議の自己改革に関する重要項目の一つとして、「女性会員比率を10年間で10%まで高めるという目標値を設定」した。こうした内容が第20期会員

選出に当って、重要な意味をもったことはいまでもない。

#### (2) ジェンダー視点からの学術の再検討

第18期(2000.7～2003.6)には、学術におけるジェンダー問題を検討する「ジェンダー問題と多角的検討」特別委員会が設置され、活動の成果は、公開講演会や委員会報告「ジェンダー問題と学術の再構築」として公表された。

第19期には、第1部に「ジェンダー学研究連絡会議」、第2部に「21世紀の社会とジェンダー研究連絡委員会」ができ、多くのシンポジウムを開催すると共に、2005年6月に対外報告書「男女共同参画社会の実現に向けて—ジェンダー学の役割と重要性」を公表した。

第20期(2005.10～)には、機能別委員会(常置)として、科学者委員会の中に「男女共同参画分科会」が、そして課題別委員会(臨時)として、「学術とジェンダー」委員会が設置された。学術分野の男女共同参画の問題には、人的構成の改善や女性研究者支援等の制度・環境問題と、性差やジェンダーに関わる学問研究の両者が関係しているが、前述の2委員会はそれらをカバーするため、車の両輪が揃ったことになる。すなわち「男女共同参画分科会」(辻村みよ子委員長)は、理系分野の女性研究者支援のための積極的改善措置の検討など、多くの課題に向けて活動を始めている。また「学術とジェンダー」委員会(江原由美子委員長)では、性差に関わる学際的課題を開拓すると共に、ジェンダー研究の学問的意義を明らかにし、早期に報告書を公表して最近の論議の混乱等に対処することを目的としている。たとえば学際的問題としては、性差医療、生殖医療、人口問題、人間の安全、環境・健康、公共政策など多く、これらをジェンダーの視点から検討することは、ジェンダー概念の有効性や最近の議論の混乱を整理することにもつながる。

この間、2003年にジェンダー法学会、2004年にジェンダー史学会が相ついで発足した。スポーツとジェンダー研究会に対してもジェンダースポーツ学会の設立が期待されたが、2005年の段階では会員の意識がそこまでには熟していなかった。スポーツは近代スポーツ形成過程で、男らしさを強調する男性中心のスポーツを形成し、女性は視野に入っていなかった。そのため後発の女性競技スポーツは男性競技スポーツの傘下で、しかも周縁部で甘んじる構造ができ、まさにジェンダースポーツそのものが出来上がった。スポーツにおけるジェンダー平等を実現するためには、ジェンダー視点からのスポーツに関わる学問・知の組み替え作業は、極めて重要な問題である。

その他第18期(2000年)以降で特記すべきことは、2003年度の文部省科学研究費補助金の申請領域の複合新領域に、分科ジェンダー、細目ジェンダーが期限付きで設定され、3年後からは実績が認められて恒常的な領域となったことである。これでジェンダー研究の経済的基盤が一応整ったことになる。

学術会議以外ではあるが重要な事として、2005年12月に閣議決定された「男女共同参画基本計画(第2次)」がある。ここでは12の重点分野をあげ、各分野ごとに2020年までの施策の基本的方向と2010年度までに行う具体的施策が盛り込まれている。その中には、日本学術会議に、科学における男女共同参画を担当する科学者委員会の設置や「2020年までに、指導的地位に占める女性の割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標を基本計画の中に始めて位置づけ、各種の取組を進めることとしている。また国立大学の女性教員の割合についても、国立大学協会報告書で策定された「2010年までに女性教員の割合を20%に引き上げる」という達成目標を踏まえ、取組を要請することも盛り込まれている。

### Ⅲ これからの課題—体育・スポーツの領域について

- 1 高等教育・研究機関への就職・採用の促進
- 2 女性自身のエンパワーメントの強化
- 3 女性教育・研究者のロールモデルの提供
- 4 ジェンダーバイアスが生じる要因の検討と排除
- 5 ジェンダースポーツ学の研究推進
- 6 その他

#### 引用文献

- 原ひろ子他編(2004)ジェンダー問題と学術研究. ドメス出版:東京
- 法律文化編集部(2005)資料1 男女平等・男女共同参画に関する国内外の取り組み. 法律文化6:2～3.
- 猪口邦子(2006)男女共同参画社会の実現を目指して. 学術の動向3:18～22.
- 柏木恵子(2006)学術研究における男女共同参画への歩み. 学術の動向3:12～17.
- 日本学術会議(2000)女性科学者の環境改善の具体的措置について. 学術の動向7:16～17.
- 日本学術会議(2000)日本学術会議における男女共同参画の推進について. 学術の動向7:18.
- 辻村みよ子(2006)学術分野の男女共同参画のために. 学術の動向3:23～28.

## 学術とジェンダー

### 体育学・スポーツ科学の現状

○ 稲葉佳奈子（筑波大学）

キーワード：学術の政治性、女性の周縁化、言説的实践

#### 1. 本稿の目的

本ワークショップは、「学術とジェンダー」をメインテーマとし、体育学・スポーツ科学の現状、とくに学界におけるジェンダー構造がどのような形であらわれているのかという点を、批判的に検討する。ここで問われるのは、体育学・スポーツ科学という「制度によって正統性を付与された知を再生産する制度—アカデミアと呼ばれる—のなかで、だれがどのような基準によってリクルートされるか？そこから排除されるのはだれか？」（上野，2002）ということになるだろう。そして、上記の問いに関連する数字を通じて、わたしたちが再確認するのは、いかに「知は政治であり、知の再生産は権力過程である」（前掲）か、ということである。そして、そのことが、体育学・スポーツ科学という知の政治、言説の権力闘争において、ジェンダーの視点をもって体育やスポーツを探求する研究者としてのわたしたちが、どのような言説を实践していけるのかを考えるきっかけになればと思う。

#### 2. 体育学・スポーツ科学界における女性

ここでは、まず、あらゆる体育学・スポーツ科学がそこに終結しているといっても過言ではない、日本体育学会に注目してみよう。同学会組織は20名の役員で構成されている。しかし、そのなかで女性の役員は0%である。また、同学会の体育社会学専門分科会は、役員39名に対して女性が3名（7.7%）、日本スポーツ社会学会は、役員11名に対して女性が2名となっている（15.4%）<sup>i</sup>。ちなみに、国立大学法人（旧国立大学）体育学部として筑波大学体育科学系を例にとると、その教員数は、全体140名に対して女性は12名（8.6%）と、1割にも満たない。とくに、スポーツ文化領域、スポーツ経営・政策領域、武道方法領域に関しては女性がゼロ、さらにいえば、女性の教授は全体で1名のみである<sup>ii</sup>。

これらの数字から、日本の体育学・スポーツ科学に関する組織が、その意思決定領域からいかに女性を排除しているか、学界での女性がいかに周縁化されているかということが読み取れる。しかし、だからといって、これまで述べてきた体育学・スポーツ科学をめぐる状況は、単に女性役員や女性教員の数を増やすよう

働きかければ済むという問題ではない。というのも、体育学・スポーツ科学界における女性研究者の周縁化は、単にそれ自体が独立した「差別」というわけではないからである。

#### 3. 体育学・スポーツ科学界におけるジェンダー論

そうであるならば、むしろわたしたちは、そのような差別的結果に至るまでの、体育・スポーツにおける構造の問題、すなわち、学校体育やスポーツ文化と女性との関わり難さをめぐる問題や、体育・スポーツという男性中心の文化あるいは制度の中で女性がどのように居場所を確保し続けるかという問題、女性を周縁におくことを正当化するために、どのような「客観的」・「中立的」言説が駆使されるかという問題を、場合によっては広く社会や他の領域と関連付けながら考える必要がある。そして、その考察において、ジェンダー概念は有効に機能する。

たとえば、ここまで述べてきた女性研究者の周縁化には、そもそも体育学・スポーツ科学界における女性研究者の割合が低いということも確かに関係しているだろう。それは、掛水（2003）が指摘するように、長い間、大学の保健体育教員養成課程や体育学部のカリキュラムにおける男女差も、影響しているかもしれない。また、そのような制度上のバイアス以外に、戦後の学制改革や教育の場における「タテマエ平等のなかにある性差別的な『かくれたカリキュラム hidden curriculum』や、研究職をめざす女性の意欲を挫く隠然・公然とした性差別、さらに『働く女』が共通にもっている就労継続上の困難」（上野，2002）などがあるとしたら、それは学界の組織中枢への参画を云々する以前に、体育学・体育科学の研究者としてスタートラインに立てるかどうかが、研究者であり続けることができるかどうかという次元において、すでに強力なジェンダー・バイアスがはたらいていることになる。

こうした問題を、体育・スポーツに関する研究として議論の俎上に乗せることは、単なる「差別」の告発や体育・スポーツ文化全体および具体的な担い手に対する弾劾に終始せず、体育・スポーツ文化およびそれを対象とする学問自体の自己相対化を促すという点で、体育学・スポーツ科学をさらに豊かなものにする可能



性を持つ。にもかかわらず、体育学・スポーツ科学領域におけるジェンダーの視点をもつ研究は、非常に少ないのが現実である。ここで再び日本体育学会に目を向けると、ジェンダーの視点からアプローチした学術論文が『体育学研究』（1994～2004）に掲載されたのは、324件中3件（0.9%）である。また、スポーツ社会学会誌『スポーツ社会学研究』（1993～2005）に掲載された論文101件中13件（12.8%）がジェンダー関連となっているが、『体育社会学分科会論文集』（1994～2004）は271件中16件（5.9%）と、その割合は驚くほど低い<sup>ii</sup>。

その背景に、分析ツールとしてのジェンダー概念が体育学・スポーツ科学に導入されて間もないということ以外に、体育学・スポーツ科学として「どういう研究が意味のある研究かについての評価基準、たとえばテーマ選択や対象・方法の設定それ自体のなかに『知の政治 politics of knowledge』が含まれている」（前掲）という理由がないと、果たしていえるだろうか。言い換えると、かつて、社会科学において「家事労働」や「主婦」、「出産／中絶」といった「私的」なテーマが正統な学問の対象としては評価されてこなかったように、体育学・スポーツ科学という知が再生産される過程において、あるテーマは正統で、あるテーマは正統ではない（そしてジェンダー論は後者に属する）といった学界内の共通認識が影響している可能性を、完全に無視できるだろうか。

#### 4. 「学術とジェンダー」問題への取り組みに向けて

体育学・スポーツ科学界では、とくに意思決定にかかわる領域ほど、女性の割合が低い。体育学・スポーツ科学のテーマとしてジェンダー論は非常にマイナーである。それが、これまで示した数字から読み取ることができた。そのうえで、体育学・スポーツ科学界における知の政治にいやおうなしに巻き込まれる者（＝研究者）として、どのような言説を实践するのか、それによって、知の再生産という権力過程に、どのようにかかわるのか。わたしたちの目の前にある問いとは、つまり、先に述べた現状をどのように捉えるのかということであり、その現状を前にして、体育・スポーツに関するジェンダー論としてどのような理論構築が可能なのかということである。

ただし、このとき注意すべきなのは、「批判的な分析・考察」という姿勢のほか、わたしたちを共通に結びつける理論的あるいは思想的基盤など何もない、ということである。体育学・スポーツ科学界の現状に対して批判的であるということは、それだけで共通の代替案もしくは対抗策をもっているということでは、決

してない。それどころか、批判的な目を向ける、その対象の一体どの部分を批判すべきなのかという点においてさえ、わたしたちの考えは一致していないかもしれない。たとえば、この先、体育学・スポーツ科学界において、意思決定にかかわる女性や、女性の教授が増えるかもしれない。あるいは、体育・スポーツ関連の学会誌に「ジェンダーの視点」を標榜する研究が増えるかもしれない。しかし、意思決定する男性たちの集団に入れてもらった女性は、あるいは「ジェンダーの視点」をもった諸研究による主張は、つねに、必ず「わたしたち」を代表しているといえるのだろうか。そしてこの場合、「わたしたち」とは誰のことを指すのだろうか、どのような条件をクリアした主体が「わたしたち」に含まれるのだろうか。

意思決定領域における女性の割合が増加しても、あるいはジェンダーをテーマにした論文の掲載が増加しても、学界内の、ひいては社会的なジェンダー認識の変容につながるとは限らず、むしろ、表面的な不平等が是正されたことによって、より深い部分でのジェンダー構造が隠蔽されてしまいかねない。それでは結局「数合わせの罠」に陥ってしまうことになる。さらにいえば、「わたしたち」の内部に、新たな抑圧的構造さえ生み出してしまいかねない。そうした認識を持った上で、体育学・スポーツ科学という知の政治、言説の権力闘争において、ジェンダーの視点から体育やスポーツを探求する研究者として、現状をどのように変えたい、あるいは、どのように変わってほしいと考えるのか、そしてそれはなぜなのかといった点をめぐって議論を重ねることこそが、「わたしたち」にとっても、一人一人にとっても、非常に重要な言説的実践であるといえるのではないだろうか。

#### 引用・参考文献

飯田貴子, 2005, Female Executives in Sports Organizations, ppt 資料.

飯田貴子, 2005, Number of papers adopting gender approach in the past ten years, ppt 資料.

上野千鶴子, 2002, 差異の政治学, 岩波書店.

掛水通子, 2002, 戦後における保健体育科教員養成機関の変遷 (3): 保健体育科教員養成における男女差の検討, 東京女子体育大学紀要 第37号.

<sup>i</sup> 2005年6月現在。飯田(2005)参照

<sup>ii</sup> 2006年6月現在。報告者調べ

<sup>iii</sup> 飯田(2005)参照

## ライフストーリーから見る実業団の女性競技指導

—女性アスリートをめぐる社会的諸関—

コーディネーター：熊安貴美江（大阪府立大学）

キーワード：ライフストーリー、女性アスリート、経験、女性競技指導、男性指導者、ジェンダー構造

### 1. 目的

このワークショップ（以下WS）では、実業団レベルでの女性競技指導におけるトップアスリートの経験を聞く。とりわけ、男性指導者と女性アスリートの関係に着目し、ともにハイレベルな競技達成をめざして活動するなかで、どのような指導方針と受け入れ、交渉がなされていたかを、一女性アスリートの語りと彼女へのインタビューから明らかにすることをめざす。

日本では、女性競技指導はある種の固有性をもって語られることがしばしばあるが、指導者の方針としてその方法論的なものが語られることはあっても、指導を受ける女性アスリートの側からその経験が明らかにされることはあまりない。女性競技指導の場面で実際に生じていることがらやかけひきにまつわる経験を、女性アスリート自身のことばで語っていただく。

### 2. 方法

○語り手：比護（藤村）信子さん

語り手として、比護信子さんにご登壇いただく。

比護（藤村）信子さんは、陸上長距離のトップランナーのひとりとして活躍されたあと、大学で修士を修め、現在は母校の高等学校で教諭として教鞭をとるかたわら、後進の指導にあたっておられる。競技者、そして教育者、指導者として現在もスポーツの世界で活動を続ける女性としての比護さんの競技生活経験を伺うことで、その時期の女性競技指導の現実を女性アスリートの視点から明らかにする。

○手段：プレゼンテーションとライフストーリー・インタビュー

<プレゼンテーション>

まず比護さんご自身に、「女性競技指導」という固有性が際立ってあらわれる実業団時代のトレーニングに関する経験を語っていただく。短期間に効率よく成果を出すためにどのような指導方針がとられ、選手としていかにトレーニングに取り組んだか、ご自身の体組成変化のグラフなども示しながら、女性アスリートのおかれた状況、および問題点などを指摘していただく。

<インタビュー>

比護さんのプレゼンテーションを受け、ポイントを

絞った対面インタビューをおこなう。女性アスリートとしてとりわけ転機になったような実業団時代のできごとについて、交わされた具体的なことばや行為、ご自身が知識としてもっていたことや下した判断、感情レベルでの反応、競技能力向上のための理論的・感情的戦略、それらにまつわる苦悩やジレンマなど、生の「経験」を聞き取ることに焦点をあわせる。

### 3. 問題意識

○ スポーツ界のジェンダー構造と女性競技指導

スポーツの世界は、男社会が最後まで残る砦と称されるほど、ジェンダー構造が根強く残っている社会的領域である。スポーツ界のジェンダー構造については、性別カテゴリーに基づいた参加者数、種目数などの差異の指摘や、配分的分析によるコーチ職、管理職、収入などの不平等の指摘があるが、なによりもスポーツというものが、社会内の権力集団との関係によって不断につくられ交渉される構築物であるということが、関係論的な分析アプローチによって指摘されている。

多くが男性指導者によって導かれる女性競技指導の場は、ジェンダー構造を含む社会的な諸関係が交渉されるダイナミックな文化・社会領域のひとつである。

このWSでは、そうした女性競技指導の現場で実際に活躍した一女性アスリートの生きられた経験を聞き取ることで、スポーツ指導において交渉される諸関係を考察する第一歩としたい。

### 4. WSの流れ

- 1.比護(藤村)さんによる競技経験の語り
- 2.対面インタビュー
- 3.フロアを交えた質疑応答およびディスカッション
- 4.まとめ：

- ・熊安
- ・比護（藤村）

- 1) 今後の女性競技者へのアドバイス
- 2) 今後の女性競技指導者に対するメッセージ。

\*なお、プライベートなことながらも語られるため、主催者側の記録のための録音以外はいっさいご遠慮願います。ご了承ください。

## 女性アスリートの社会的環境に対する一考察

—女子マラソンの企業イメージと指導の実態—

パネラー：比護信子（京都府立南丹高等学校）

キーワード：[女子マラソン選手、イメージアップ、環境、管理、人間関係、経験]

### 1. 目的

日本の女子マラソンの世界における活躍は目を見張るものがある。実業団チームで女子選手がスポーツに自分の人生を投じるということ、個人的背景やモチベーションを高める在り方について演者自らが振り返る。特に選手と監督・コーチの関係に着目し、ハイレベルな競技能力の獲得を目指すために、徹底した管理のなかでどのようなかわり方をしたか、世界陸上、アジア大会など国際大会を経験してきた11年間の現役生活をもとに女子選手の環境について考察する。

1979年日本で初めて女子マラソン大会が開催された。27年の歴史のなかで女子マラソンは急速に力をつけた。2006年マラソンの世界歴代記録は2時間20分を切った選手が8名いる。マラソンで世界と戦うためにはスピードと持久力をかね添えた能力を獲得することが必要となった。正に高速レースの時代に突入したといっても過言ではない。実際の女子選手の指導現場で展開される指導方法論的なものについて演者自身の経験を通して語っていく。

### 2. 内容

○イメージアップ・環境：プレゼンテーション1

<1: 競技の最終到達点とその背景>

比護(藤村)信子は、陸上長距離のトップランナーのひとりであるが、元々高校大学時代は短距離選手として活躍し、インターハイや国体に出場した。大学で駅伝競技と出会い、長距離選手としては晩熟型でマラソンを始めたのは26歳からである。

1988年にダイハツ工業(株)に入社、実業団チームに所属して本格的なマラソン指導を受けると同時に時代はバブルがはじけ、企業スポーツが産業界のイメージアップをはかるため「軽く、速く、強く、華やか」という女性ランナーのイメージが宣伝広告塔としての価値を高めた。

○管理・人間関係・経験：プレゼンテーション2

<2: 女性アスリートのおかれた条件>

目的意識が高いため指導方針を信じ、時には男性以上に練習をこなすこともあり、サバイバルゲームに似たところがある。選手と指導者(監督・コーチ)の間の信頼を大切にす一方で両者の人間関係が壊れてしまうと選手生命に大きく影響するため、ある程度の不満はがまんす

る傾向がある。大半が高校から実業団というコースを歩んでいるため大学へ進んだ選手に比べるとその後の人生が限られる。

### 3. 問題点

○勝利至上主義「勝つ」ことが使命

練習は徹底して行われるので日常的には精神的ストレスを受けることが多く女性の体に深刻な状況を及ぼしている。選手の『心の葛藤』(食事制限、減量など)から女性アスリートの3徴候(female athlete triad)の出現率が高いため、女子選手の健全な競技生活を医科学的サポートする環境は当然整備する必要がある。演者は広島アジア大会と東京国際女子マラソンの体験をあげて社会的問題を明らかにする。

○選手と監督・コーチは運命共同体!

過酷な競争社会におかれているため選手と監督・コーチは、その成果によって社会的な評価を受ける。例えば報奨金制度、年俸制などその後の処遇が与えられる。マラソン以外にもロードレース、駅伝、トラックなど成果はすぐに問われるので効率よく成果を出すために焦点化しながらチーム一丸となって練習に励んでいる。

一方でスポーツ組織に女性スタッフが少ないためコミュニケーションがはかりにくい。そのため多くの問題を抱えながら女子選手は思い、悩んでいる。そこでは利害関係が生じやすく、その問題が解決されないまま現役を退く選手は後を絶たない。多くの女子選手は現役を退いたあともとまどい続けているはずである。人や社会で交流し、感じ、考えながら、コミュニケーション能力を高められるような働きかけをしていくことが大切である。

### 4. まとめ

○プレゼンテーション:PPT テーマ「女性アスリートの社会的環境に対する一考察—女子マラソンの企業イメージと指導の実態」で講演[40分]。どうすれば速くそして長く走れるのか燃え尽き(Burn Out)症候群に陥る前にいかに練習するか合理的な計画が必要である。適材適所で機能される女性アスリート生来の能力を適切に伸ばすため競技環境を改善する努力が大切である。

■ワークショップⅠ テーマ A

**木村みさか（きむら・みさか）** 京都府立医科大学看護学科教授、医学博士

<略歴>信州大学教育学部卒業、京都教育大学教育専攻科修了

<専門領域>体力科学（高齢者の体力、スポーツ栄養、発育発達などの分野）

<著書>（本ワークショップに関わる代表的なもの）

- ・介護予防研修テキスト（共著：社会保険研究所）2001年
- ・転倒・骨折予防マニュアル（共著：全日本病院出版会）2003年
- ・運動は高齢者の体力を鍛える（健康体力づくり事業財団）2006年 その他多数

**梅津迪子（うめつ・みちこ）** 聖学院大学人間福祉学部教授

<略歴>文京学院大学大学院人間学研究科人間学修士・心理学修士

<専門領域>子どもの発育発達、レクリエーション論、スポーツとジェンダー論

<著書>「子どもの運動遊びの新しい進め方」学術図書、「スポーツ・ジェンダー学への招待」分担執筆、明石書店

**高峰修（たかみね・おさむ）** 明治大学政治経済学部講師

<略歴>横浜国立大学教育学部卒業、同大学大学院教育学研究科修了、中京大学大学院体育学研究科修了

<専門領域>スポーツと健康の社会学、スポーツとジェンダー論

<著書>「スポーツ・ジェンダー学への招待」（第6章第1節担当）、明石書店、2004年

■ワークショップⅠ テーマ B

**井谷恵子（いたに・けいこ）** 京都教育大学教授

<専門領域>体育科教育学、ジェンダー研究

**片田孫朝日（かただ・そん・あさひ）** 京都大学文学研究科博士後期課程

<専門領域>社会学、ジェンダー研究・男性学

■ワークショップⅡ テーマ C

**丹羽劭昭（にわ・たかあき）** 奈良女性大学名誉教授

<略歴>1955年東京教育大学体育学部卒業、1993-1994年学術審議会委員（文部省）、1995年奈良女子大学定年退官、

<専門領域> 体育心理学、スポーツ社会学

**稲葉佳奈子（いなば・かなこ）** 筑波大学準研究員

<略歴>筑波大学大学院博士課程人間総合科学研究科満期退学

<専門領域>スポーツ社会学、ジェンダー論

<近著>「絡み合うジェンダーとセクシュアリティ ―スポーツにおける異性愛主義―」（2006）

菊幸一・清水論・中澤眞・松村和則編『現代スポーツのパースペクティブ』第15章、大修館書店

■ワークショップⅡ テーマ D

**比護信子（ひご・のぶこ）** 旧姓藤村、京都府立南丹高等学校保健体育科教諭

<競技歴>短距離走から距離を延ばしてマラソンに転向。83年400mでインターハイ、国体とも7位。84年大阪体育大学に進学中距離に転向、高校3年から大学時代を通じ京都代表として全国女子駅伝を走る。88年から99年3月まで11年間ダイハツ陸上部に所属し駅伝、マラソンで活躍、フルマラソン出場10回うち2回優勝、94年広島アジア大会、97年世界陸上アテネ大会ともに日本代表となる。

<著書>『走れ、藤村』（長征社）

## スポーツとジェンダー学会 入会のご案内

日本スポーツとジェンダー学会（JSSGS）では、随時、会員の入会を受け付けております。入会のお申し込みは、事務局まで直接お問い合わせいただくか、本学会のホームページよりオンライン登録で行っていただくことができます。

<入会お申し込み・お問い合わせ先>

〒590-0035 大阪府堺市大仙町2-1 大阪女子大学

人間関係学科 熊安貴美江研究室内

Tel. 072-222-4811(内線)4354 E-mail: info@jssgs.org

<JSSGS会員オンライン登録の方法とご注意>

日本スポーツとジェンダー学会では、会員登録のオンラインによる受付を行っております。研究会のホームページ (<http://www.jssgs.org>) にアクセスし、会員登録ページから入力フォームに必要事項をご入力いただき、入力事項に間違いがないかご確認の上、「送信」ボタンをクリックしてください。事務局から申し込み受付確認のメールを返信いたします。

なお、オンライン登録をご利用いただく場合は、下記の事項にご注意ください。

フォーム送信後1週間以上経過しても事務局から返信メールが到着しない場合は、送信トラブルなどが発生した可能性がありますので、お手数ですが [info@jssgs.org](mailto:info@jssgs.org) までご連絡ください。

オンラインでの登録は仮登録となります。JSSGS規約に定められた会費を納入していただくことにより、正式に登録が完了します。なお、会費納入方法などにつきましては、事務局からの申し込み受付確認メールでお知らせします。

◆現在の会員種別およびその年会費は下記のようになっております。

- (1)正会員 年額5,000円
- (2)学生会員 年額 2,500円
- (3)団体会員 10名につき年額10,000円
- (4)賛助会員 年額10,000円

<ホームページのご案内>

日本スポーツとジェンダー学会では、スポーツとジェンダーに関わる情報交換の場としてホームページを開設しています。現在、研究集会の案内や報告をはじめとし、図書情報、テーマを設定したの公開ディスカッション、関連サイトへのリンク集などがご覧いただけます。今後も内容をさらに充実させていく予定です。みなさまのアクセスをお待ちしております。

JSSGSホームページURL <http://www.jssgs.org>

上記ホームページでは、メールマガジン登録も受け付けております。メールマガジンのページからあなたのアドレスを登録していただければ、研究会やセミナーのご案内、ホームページに掲載された新しい情報についてお知らせするメールが届きます。現在、月1回程度の配信を行っています。

メールマガジンへの配信登録は会員でない方も行っていただけますので、是非ご利用ください。

## 秋季研究会のご案内

2006年度の秋季研究会を以下の要領で開催する予定です。是非ご出席ください。

### ＝ JSSGS秋季研究会 ＝

日 時：2006年11月19日（日）16:30～18:30

会 場：キャンパスプラザ京都 第4会議室 (<http://www.consortium.or.jp>)

報 告 者：John Evans（ジョン・エバンス）氏

ラフバラ大学スポーツ・運動科学部教授、教育社会学博士

テーマ：「学校カリキュラムと政策」

“Politics and the Curriculum of Physical Education”

主 催：日本スポーツとジェンダー学会／京都体育学会

参加費： 無料

※京都駅周辺にて懇親会を開催する予定です。参加費5000円。

※問合せ・参加申込み（懇親会含む）は、日本スポーツとジェンダー学会事務局まで

## 「スポーツとジェンダー研究」投稿論文募集のご案内

日本スポーツとジェンダー研究会（JSSGS）の機関誌「スポーツとジェンダー研究」は、毎年3月に刊行される予定です。

機関誌には、その年度に開催されたJSSGS主催研究会・研究交流会報告のほか、原著論文、研究ノート、書評などが掲載されます。

編集委員会では、機関誌に掲載する原著論文、研究ノートの投稿を随時、募集しています。

**2006年10月31日（火）**までに応募された論文等は、2007年3月に刊行される第5号掲載予定分として審査等が行なわれるものです。みなさまの研究成果の投稿をお待ちしています。

なお、投稿される方は、編集規定および投稿規定を厳守の上、原稿を作成してください。編集規定および投稿規定につきましては事務局までお問い合わせください。

**日本スポーツとジェンダー学会  
第5回記念大会 プログラム・発表抄録集**

□2006年6月30日発行（非売品）

□編集発行：日本スポーツとジェンダー学会  
第5回記念大会実行委員会

事務局 〒470-0393

豊田市貝津町床立101中京大学体育学部  
來田亭子研究室内

Tel. & Fax. 0565-46-6568

E-mail : [info@jssgs.org](mailto:info@jssgs.org)

URL : <http://www.jssgs.org>

□印刷：(株)コームラ

Printed in Japan

発行者の許可なく転載することを禁ず